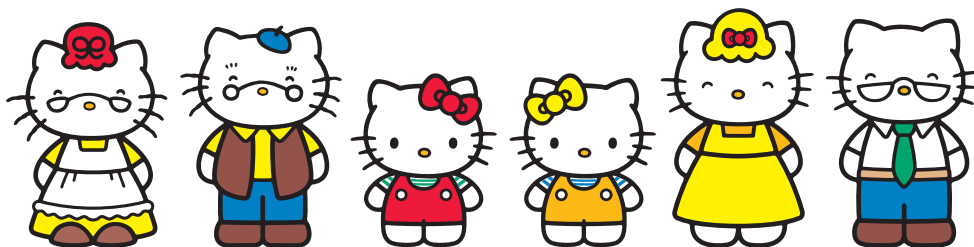


2018年度決算のご報告

フコクしんらい レポート 2019



人生の晴れの日も、雨の日も。
もっとあなたに
寄り添っていくために。



信頼できるパートナーへ。

“スマートライフパートナー” これは、私たちが目指す会社のありかたです。

スマートな商品・スマートな販売・スマートなサービス提供を通して本当に信頼される保険会社へ。

これからも「フコクしんらい生命」は、

お客さま・パートナー企業さまのスマートライフパートナーとして、進み続けます。



「フコクしんらい生命」はフコク生命グループの一員です。

CONTENTS

ごあいさつ	1
企業理念体系	2
「お客さま基点」の業務運営方針	5
決算の概要	7
CSRの取組み	11
トピックス	13
資料編	16
I 会社の概況および組織	17
II 保険会社の運営	21
III 直近事業年度における事業の概況	31
IV 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	43
V 財産の状況	44
VI 業務の状況を示す指標等	59
VII 特別勘定に関する指標等	81
VIII 保険会社およびその子会社等の状況	81
生命保険協会統一開示基準項目一覧	82

本誌は保険業法第111条にもとづき作成しております。

ご あ い さ つ



ご契約者をはじめ皆さま方には、日頃より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

2018年度のが国経済は、緩和的な金融環境のもと、企業収益は堅調さを維持したものの、設備投資の一巡に加え、輸出や生産活動に減速感が見られるなど改善の動きが弱まり、足踏み状態となりました。国内の長期金利については、10年国債利回りは0.045%で取引を開始した後、日本銀行が7月の金融政策決定会合で、ある程度の長期金利の変動を容認する姿勢を示したことから長期金利は上昇基調となり、10月には0.155%まで上昇しました。しかし、世界経済の不透明感が高まる中、年度後半は低下基調で推移し、FRBの利上げ休止スタンスから米長期金利が低下したことなどを受けて3月に低下基調を強め、年度末は▲0.095%で取引を終了しました。

こうした経営環境のもと、当社は「一翼をになう存在をめざして」を企業理念に掲げ、代理店を通じた保険商品の販売に特化した専門会社として、金融機関代理店チャンネルと金融機関代理店以外の代理店から成る一般代理店チャンネルの2軸を中心に事業を展開し、お客さまの生活をはじめ代理店などのパートナーの、延いては社会全体の一翼を担う存在となるべく努めてまいりました。

金融機関代理店チャンネルによる保険販売においては、全国の信用金庫をはじめとする金融機関と提携し、定期保険や医療保険といった保障性商品と一時払終身保険といった貯蓄性商品の提供を行いました。定期保険については4月に発売した介護保障定期保険特約を足がかりに取扱金融機関数、販売量ともに増加し、医療保険についても保有契約件数は着実に増加しています。また、貯蓄性商品については、10月に利率更改型一時払終身保険を発売したことにより、一時払終身保険の販売量が増加し、保険料収入の伸展に貢献しました。

一般代理店チャンネルによる保険販売においては、業務提携先である共栄火災海上保険株式会社の損害保険代理店を通じて、定期保険、医療保険、収入保障保険といった保障性商品を中心に提供を行いました。金融機関代理店チャンネル同様、介護保障定期保険特約の発売効果により、定期保険の販売量が増加しました。

当社は、お客さまをはじめあらゆるステークホルダーとの接点におきまして、フコク生命グループ共通の価値観である「お客さま基点」をベースに丁寧な取組みに努めることで、経営の差別化を図っています。特にチャンネルや商品の構成上、ご高齢の方との接点が多いことから、その特性に配慮した業務運営に努めてまいります。その一つとして、2018年度より当社のパートナーである信用金庫とともに「認知症予防セミナー」を開催し、認知症を正しく理解し、認知症の当事者やその家族はもちろん、すべての高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりへの貢献を目指しています。

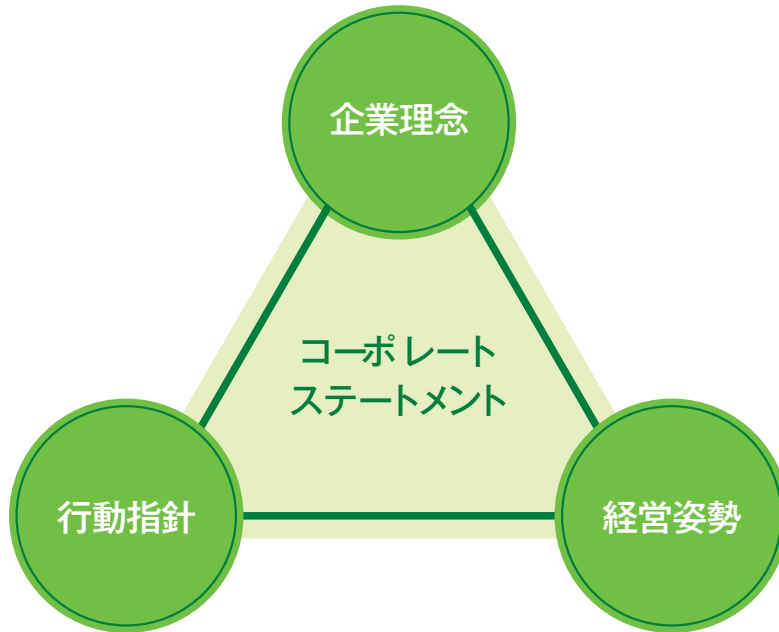
引き続き「お客さま基点」にもとづいて、お客さまの利便性向上に向けた取組みを推進し、企業品質の向上を図るとともに、お客さま一人ひとりの生活の一翼を担う存在となるべく努めてまいります。

本年も変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

フコクしらい生命保険株式会社
代表取締役社長 櫻井 健司

企業理念体系

「会社の存在理由」を表した企業理念をはじめ、経営判断や日々の業務の意思決定のよりどころとなる経営姿勢、職員一人ひとりが日常業務に取り組むべき姿勢を表した行動指針、企業理念のエッセンスを端的な言葉で表したコーポレートステートメントを定め、独自の存在価値をもった会社となるための出発点として企業理念体系を定めています。



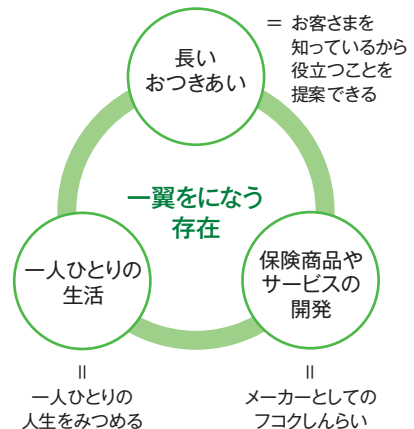
企業理念

当社は、企業理念として「一翼をになう存在をめざして」を掲げ、お客さまの生活をはじめ、パートナーの、延いては社会の一翼を担いよう存在となるべく努めています。

「一翼をになう存在をめざして」

お客さまとの長いおつきあいがあればこそ提供できる
保険商品やサービスの開発を通して、
お客さま一人ひとりの生活の一翼をになう存在をめざします。

- お客さまの生活の一翼をになう存在として
- パートナーの一翼をになう存在として
- フコク生命グループの一翼をになう存在として
- 職員の人生の一翼をになう存在として
- 社会の一翼をになう存在として



経営姿勢

当社は企業理念を実現するために、「Smart Insurance Company」をキーワードに、以下の5つの経営姿勢で臨みます。

Smart Insurance Company をめざす経営

- スマートな商品と良いフットワークが身上の企業ブランドを実現する
- お客さま基点の独自の保険商品とサービス体制で
パートナーの価値を高める魅力的な専門カンパニーをめざす
- 優れた人材の育成と職員の自己実現の一致をめざす
- 会社を支えるシステムや組織の刷新を常に図り、新時代をリードする価値を創出する
- 最大たらんよりは最優たれをモットーに、凜とした経営を実現する

企業理念の実現に向けて～パートナー(代理店)とともに～

企業理念の実現に向け、当社は、お客さまとの長いおつきあいの中で必要とされる保険商品やサービスを先がけて開発・提供するメーカーでなければならないと考えています。そのためには、お客さま一人ひとりの人生を、当社にとって大切なパートナーである代理店*の皆さまとともにみつめ続けていくことが重要となります。

こうした考えのもと、当社は、代理店と当社がお客さまと長くおつきあいできるよう、商品ラインナップの充実に加え、募集支援、研修支援の強化などを図り、ご提供する価値の向上に努めてきました。

これからも、代理店の皆さまとともにお客さまと歩み、“一翼をになう存在”をめざします。

※当社代理店には金融機関代理店と一般代理店があります(2019年3月末現在1,456店)。

金融機関代理店…フコク生命グループとして長くおつきあいさせていただいている全国の信用金庫が中心となっています。

一般代理店…金融機関代理店以外の代理店であり、共栄火災の損保代理店が中心となっています。

行動指針

企業理念、経営姿勢に呼応して、職員一人ひとりが日常業務に取り組むべき姿勢を示し、あらゆる業務活動を行う際の指針としています。

- 前むぎに考え、挑戦する
- わかりやすく、親身に、迅速に
- 夢と創造性を大切にする
- 広く社会に目を向ける
- たえず自分を高め、かけがえのない一員となる

コーポレートステートメント

企業理念のエッセンスを端的な言葉で表現した「smart life partner」をコーポレートステートメントとして定めています。

smart life partner

「ライフパートナー」という言葉には、お客さまと長く良好な関係を築いていきたいとの想いを込めています。また、「スマート」では、お客さまと長く良好な関係を築くために、お客さまのニーズを的確に察知し、機敏に行動に移すという価値を付加するとの私たちの強い意思を表現しています。さらには、お客さまの人生をスマートライフにするという意味と知恵を持った価値あるパートナーになりたいとの想いも込めており、これらを着実に実現していくことで、私たちは企業理念を体現し続けます。

「お客さま基点」の業務運営方針

当社は、保険とは人が幸福で安心な人生を実現するための手段であり、人生のあらゆるステージに合わせて最善の保険商品をご選択いただく必要があるとの考えのもと、フコク生命グループの価値観である「お客さま基点」にもとづいて保険商品・サービスの開発や提供を行い、お客さま一人ひとりの生活の一翼を担う存在であるsmart life partner (スマート ライフ パートナー) となるべく努めています。

この「お客さま基点」にもとづいた業務運営の推進を図るため、『「お客さま基点」の業務運営方針』を以下のとおり定めて公表しています。

『フコク生命グループ：「お客さま基点」の業務運営方針』

フコク生命グループは、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら、フコク生命グループならではのサービスや経験を創り出し、提供していく「お客さま基点」を価値観とし、あらゆる企業活動の原点としてまいります。

この「お客さま基点」という価値観のもと、お客さま・従業員・地域・社会とともに共通の価値を創り出せるよう、お客さま本位の業務運営を遂行してまいります。

『フコクしんらい生命：「お客さま基点」の業務運営方針』

フコクしんらい生命は、フコク生命グループにおける、代理店を通じた保険商品の提供を行う専門会社として設立されました。企業理念として「一翼をになう存在をめざして」を掲げ、保険商品・サービスの提供を通じて、お客さまの、ひいては社会全体の一翼を担いうる存在となることを目指しております。

フコクしんらい生命は、保険とは人が幸福で安心な人生を実現するための手段であり、人生のあらゆるステージに合わせて最善の保険商品をご選択いただく必要があると考えております。そのために、「お客さま基点」にもとづいて保険商品・サービスの開発や提供を行い、お客さまと長く良好な関係を築くことで、お客さま一人ひとりの生活の一翼を担う存在であるsmart life partner (スマート ライフ パートナー)*となるべく努めております。

フコクしんらい生命は、「お客さま基点」にもとづいたお客さま本位の業務運営を行い、smart life partner としてお客さまに幸福で安心な人生をお届けすべく、ここに『「お客さま基点」の業務運営方針』を定めます。

1. 「お客さま基点」にもとづく行動の実践

あらゆる業務運営において「お客さま基点」にもとづいた行動を取ることで、smart life partner として、お客さまのニーズを的確に捉え、機敏に行動し、お客さまの最善の利益を実現するよう努めてまいります。

2. お客さまのニーズに対応した最適な保険商品・サービスの提供

多様化するお客さまのニーズに対応した保険商品・サービスの開発に努めてまいります。また、その提供に際しては、お客さまの属性・ご意向等を把握し、個々のお客さまに最適な保険商品・サービスの提供に努めてまいります。

3. お客さまへの情報提供の充実

お客さまに保険商品・サービスについてご理解いただけるよう、それらの特性を踏まえて必要な情報を十分かつ分かりやすくご提供するとともに、役職員・募集代理店に対し、適切に説明を行うよう指導・教育の実施に努めてまいります。

4. お客さまの立場にたったアフターサービスの充実

「お客さま基点」のもと、お客さまに安心を提供する保険会社として、保険金・給付金等のお支払いを適切に行うとともに、アフターサービスの充実に努めてまいります。また、保険金・給付金等のお支払いを確実にを行うため、長期・安定的な収益の確保を目指した資産運用に努めてまいります。

5. 利益相反の適切な管理

お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反を防止する方針やルールを定め、適切に管理するよう努めてまいります。

6. smart life partner としての人材育成

役職員が、「お客さま基点」にもとづいて行動し、お客さま一人ひとりのsmart life partnerとなるよう、必要な態勢や動機付けの枠組みなどを整備してまいります。

※当社では、企業理念を体現した姿を「smart life partner (スマート ライフ パートナー)」としております。

『「お客さま基点」の業務運営方針』にもとづく取組内容については、当社ホームページをご覧ください。
<https://www.fukokushinrai.co.jp/company/activity/customer-centric/>

保険金額ベースの指標(個人保険+個人年金保険)

■新契約高

715億円

新契約高とは、新たにご契約いただいた保障金額の合計額です。

■減少契約高

1,362億円

減少契約高とは、満期、死亡、解約、失効、減額などにより減少した契約の合計額です。

■保有契約高

24,791億円

個人保険：11,186億円

個人年金保険：13,605億円

保有契約高とは、個々のお客さまに対して保障する金額の合計額です。

なお、団体保険との合算では、2兆6,712億円となりました。

保険料ベースの指標(個人保険+個人年金保険)

■新契約年換算保険料

26億円

個人保険：26億円

個人年金保険：0.2億円

年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約は、保険料を保険期間で除した金額)。

■保有契約年換算保険料

1,625億円

個人保険：415億円

個人年金保険：1,209億円

基礎利益

▲0.1億円

基礎利益とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標のひとつであり、一般事業会社の営業利益に近いものです。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金などを支払うことや、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

27億円の順ざやとなりました

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています(その割引率を「予定利率」といいます)。予定利率により見込んである運用収益を実際の運用収支が上回る状態を「順ざや」、下回る状態を「逆ざや」といいます。

格付け

AA-

日本格付研究所(JCR)
(保険金支払能力格付)

生命保険会社の格付けとは、独立した第三者である格付会社が、保険金や年金などが契約どおりに支払われる確実性(保険金支払能力)の程度を評価したものです。

- (注) 1. 記載の格付けは、2019年6月末現在のものです。
2. 記載の格付けは、当社が日本格付研究所(JCR)に依頼して取得したものです。
3. 格付けはあくまでも格付会社の意見であり、保険金の支払等について保証を行うものではありません。また、格付会社が継続的に格付けを監視するものであり、将来的には変更される可能性があります。

日本格付研究所(JCR)の保険金支払能力格付の定義

AAA	債務履行の確実性が最も高い。
AA	債務履行の確実性は非常に高い。
A	債務履行の確実性は高い。
BBB	債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
BB	債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。
B	債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。
CCC	現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。
CC	債務不履行に陥る危険性が高い。
C	債務不履行に陥る危険性が極めて高い。
LD	一部の債務について約定どおりの債務履行を行っていないが、その他の債務については約定どおりの債務履行を行っているとしてJCRが判断している。
D	実質的にすべての金融債務が債務不履行に陥っているとJCRが判断している。

ソルベンシー・マージン比率

978.1%

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味で、例えば大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつがソルベンシー・マージン比率です。

ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。逆に、この比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

ソルベンシー・マージン比率は、以下の算式により算出されます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{(1/2) \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

(注)詳細は「V 財産の状況 8 保険金等の支払能力の充実の状況」をご参照ください。

実質純資産額

2,876億円

実質純資産額とは、時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高いものを除いた負債の合計を差し引いて算出したもので、実質資産負債差額ともいいます。

この金額がマイナスになると、実質的な債務超過と判断され、業務停止命令等の対象となることがあります。

貸借対照表の要旨

(単位：億円)

資 産	2017年度末	2018年度末	負債及び純資産	2017年度末	2018年度末
現金及び預貯金	857	804	保険契約準備金	18,169	17,847
有価証券 ①	18,091	17,848	うち責任準備金 ④	18,135	17,800
うち公社債	18,086	17,823	代理店借	0	1
うち株式	2	1	再保険借	0	0
うちその他の証券	2	23	その他負債	135	115
貸付金 ②	35	36	退職給付引当金	0	—
有形固定資産	2	2	特別法上の準備金	97	100
無形固定資産	144	122	価格変動準備金 ⑤	97	100
代理店貸	0	0	繰延税金負債	4	7
再保険貸	0	0	負債の部合計	18,408	18,073
その他資産	75	71	資本金 ⑥	354	354
貸倒引当金	△0	△0	資本剰余金	254	254
			資本準備金 ⑥	254	254
			利益剰余金	84	89
			株主資本合計	694	699
			その他有価証券評価差額金	104	113
			評価・換算差額等合計	104	113
			純資産の部合計	799	812
資産の部合計 ③	19,208	18,886	負債及び純資産の部合計	19,208	18,886

① 有価証券

当社は、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした資産運用を行っています。

② 貸付金

貸付金には、「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には、「保険契約者貸付」と「保険料振替貸付」の2種類があります。一方、「一般貸付」とは、「保険約款貸付」以外の貸付で、内外企業に対する貸付や、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

なお、当社の2018年度末における貸付金はすべて保険約款貸付です。

③ 総資産

2018年度末における総資産の構成は、右のとおりです。



④ 責任準備金

責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことです。法令により積み立てが義務付けられています。

責任準備金の積立方式にはさまざまな方法がありますが、当社は手厚い積立方式である平準純保険料式で積み立てを行っています。

⑤ 価格変動準備金

価格変動準備金とは、有価証券などの資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に保険業法にもとづいて積み立てるものです。

⑥ 資本金および資本準備金

資本金とは、事業運営の基礎となる資金で、株主の現物および金銭の出資額をいいます。なお、株主の出資額のうち、会社の資本金としたものは資本金、資本金としなかったものは資本準備金として、それぞれ貸借対照表上に表示されます。保険業法第6条の規定により、保険業を営む株式会社については、資本金の額が10億円以上とされています。

損益計算書の要旨

(単位：億円)

	2017年度	2018年度
経常収益	746	1,116
保険料等収入 ①	299	518
資産運用収益 ②	260	255
うち利息及び配当金等収入	245	239
うち有価証券売却益	15	15
その他経常収益	186	342
うち責任準備金戻入額	180	335
経常費用	722	1,101
保険金等支払金 ①	607	964
うち保険金	62	61
うち年金	14	391
うち給付金	130	136
うち解約返戻金	397	372
責任準備金等繰入額	1	13
資産運用費用 ②	0	0
事業費 ③	81	73
その他経常費用	32	49
経常利益 ④	23	14
特別損失	6	4
うち価格変動準備金繰入額	3	3
契約者配当準備金繰入額	3	3
税引前当期純利益	13	7
法人税及び住民税	6	3
法人税等調整額	△1	△0
法人税等合計	4	2
当期純利益 ④	8	5

① 保険料等収入および保険金等支払金

保険料等収入とは、ご契約者からお払い込みいただいた保険料や再保険収入の合計額です。

保険金等支払金とは、保険金・年金・給付金・解約返戻金など保険契約上の支払いの合計額です。

② 資産運用収益および資産運用費用

資産運用収益とは、資産運用による収益で、利息や配当金、有価証券売却益などが含まれます。

資産運用費用とは、資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額などを計上します。

③ 事業費

事業費とは、生命保険会社が事業を遂行していくための経費で、新契約の募集や保有契約の維持保全などに必要な経費を計上します。

④ 経常利益および当期純利益

経常利益とは、生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額のことをいいます。

当期純利益とは、経常利益に特別利益を加え、価格変動準備金繰入額などの特別損失を控除した税引前当期純利益から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額のことをいいます。

社会貢献活動について

社会貢献活動の基本方針

フコクしんらい生命は、生命保険会社としての高い公共性を認識し、本業での活動を通じて社会の発展へ貢献することを第一とします。

一方で、社会の公器としての存在を自覚し、豊かな社会を実現するために、私たちの身近にある社会的課題の解決に向けた活動に取り組んでいきます。

各種取組

① 障がい者スポーツの振興支援

障がい者の新しい雇用開発と障がい者スポーツの振興を目的に設立されたシーズアスリート（福岡市中央区）に協賛し、障がい者スポーツ振興の支援を行っています。

2013年4月より、シーズアスリートに所属するゴールボール選手（視覚障がい）を雇用し、新宿区内の学校などで、ゴールボール体験授業を開催しています。当社では、この授業が、障がい者への理解促進だけでなく、多くの学びをもたらす点に着目しています。

また、東京都ゴールボール交流会に協賛し、当社の社員も有志チームを結成し参加しています。

これらの取組みは、年齢・性別・障がい・経験などにかかわらず参加できるゴールボールをとおして共生社会づくりに寄与することを目的としています。



©シーズアスリート

② 献血活動

血液不足の現状を解消するため、年2回（夏・冬）献血会を開催しています。

③ 認知症サポーター養成講座の開催

認知症を正しく理解し、当事者およびそのご家族が安心して暮らせる地域社会作りに貢献するため、全役職員を認知症サポーターに養成することをめざして養成講座を定期的で開催しています。

④ 使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収活動

「アイシティecoプロジェクト」（HOYA株式会社が運営）に賛同し、使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収する活動を行っています。回収した空ケースは、「アイシティecoプロジェクト」を通じたりサイクルにより再資源化されています。また空ケースの売却代金は、公益財団法人日本アイバンク協会へ寄付され、視力を再び取り戻したいと願う方たちのために役立てられています。

⑤ 「東北・夢の桜街道～桜の札所・八十八ヵ所巡り～」への協賛

東日本大震災復興支援プロジェクト「東北・夢の桜街道～桜の札所・八十八ヵ所巡り～」の推進協議会メンバーとなり、観光振興戦略による東北復興支援のひとつとして実施されている桜の札所を巡るスタンプラリー事業に、「スタンプラリー帳」の制作を通じて協賛しています。

グループでの取り組み

フコク生命グループの一員として、フコク生命が主催している社会貢献活動にも参加しています。

環境保護活動

環境問題への意識を高めしていくため、環境保護活動に参加・体験することのできる場として、「竹害対策」を主とした「フコク生命(いのち)の森」プロジェクトを行っています。この活動は、竹林の伐採による森の再生だけでなく、間伐により竹林自体も健全な状態に戻していくことを目標としています。

ダイバーシティ&インクルージョンの推進について

「ダイバーシティ&インクルージョン」*を新しい価値を生み出す源泉と考え、すべての社員が持てる力を十分に発揮でき、その強みを最大限活かす職場づくりに積極的に取り組んでいます。

※表面的には見えない個々人の生い立ち、価値観、性格などの異なった背景や状況をも含んださまざまな「違い」を尊重して受け入れ、「違い」を積極的に活かすことをいいます。

ワーク・ライフ・バランス推進

社員が均しく活躍できる環境を作るために、多様なライフイベントのなかでも、特に就業が中断されやすい育児や介護に関連する制度を充実させています。また、2013年度からは、「二週間休暇」という長期休暇を導入しました。この休暇制度は、業務継続に対する組織力強化や訓練でもあり、ワーク・ライフ・バランスだけでなくリスク管理という観点からも推進しています。

こうした取り組みにより、これまでに以下の評価をいただいています。

- ・2010年 次世代育成支援企業認定マーク(くるみん)取得
- ・2011年 東京ワークライフバランス認定企業(育児・介護休業制度充実部門)選定
- ・2013年 新宿区ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰制度
ワーク・ライフ・“ベスト” バランス賞受賞
- ・2014年 東京ワークライフバランス認定企業(休暇取得促進部門)選定
- ・2018年 次世代育成支援企業認定マーク(プラチナくるみん)取得



女性活躍推進および障がい者雇用促進

2013年に、社長名で「女性の活躍推進宣言」を社内外に発信するとともに、「活躍機会の拡大」を柱に取り組んでいます。2019年3月時点での女性管理職比率は12.0%となっています。

また、職場環境の整備や業務の切出しなどを行って障がい者雇用を進め、共生社会づくりに寄与できるよう取り組んでいます。2019年3月時点での障がい者雇用率は2.5%で、法定雇用率(2.2%)を上回っています。

KUMONと認知症啓発セミナーの開催等で提携

2018年4月に、株式会社公文教育研究会（以下、KUMON）と認知症を正しく理解するための啓発セミナーの開催等に関して業務提携契約を締結しました。



提携内容

高齢者の脳機能の活性化と認知症の進行抑止・改善および予防の取組みに関するKUMONの経験・知見を活用し、セミナーを開催しています。

業務提携先のKUMON、および当社の主要な販売チャネルである信用金庫とともに「認知症予防セミナー」を開催し、「学習療法[®]※1」教材を使用した認知症予防の「脳の健康教室[®]※2」を開講運営することで、認知症に関する正しい知識の普及・啓発による、高齢者およびその家族が安心して暮らせる地域社会づくりへ貢献します。

さらに、脳機能の維持・改善に効果があることが科学的に実証されている「学習療法[®]」を、新たな保険商品・サービスの開発に活かすことにおいても、KUMONの協力を仰ぎながら検討を進めています。

「認知症予防セミナー」・「脳の健康教室[®]」の開催状況

2018年度下期より開始した「認知症予防セミナー」は、2018年度で13箇所で開催され、2,168名にご参加いただきました。

また、高齢者向けに脳を活性化し認知症を予防する「学習療法[®]」教材を使用した「脳の健康教室[®]」の運営を通じ、受講者の脳の健康、さらには、地域社会とのつながりを支える役割を担っています。

当社では今後とも、「認知症予防セミナー」と「脳の健康教室[®]」の開催運営を継続していきます。



「認知症予防セミナー」風景



「脳の健康教室[®]」風景(本社開催)

※1「学習療法[®]」

2001年から行った、東北大学・川島 隆太教授、福岡県の社会福祉法人・道海永寿会、KUMONによる共同研究で、認知症高齢者の脳機能の維持・改善に効果があることが科学的に実証された非薬物療法。

2019年3月現在、日本国内約1,400の高齢者施設で導入されています。

※2「脳の健康教室[®]」

「学習療法[®]」のプログラムを応用し、地域のシニア世代のための脳の健康づくりを行う教室。

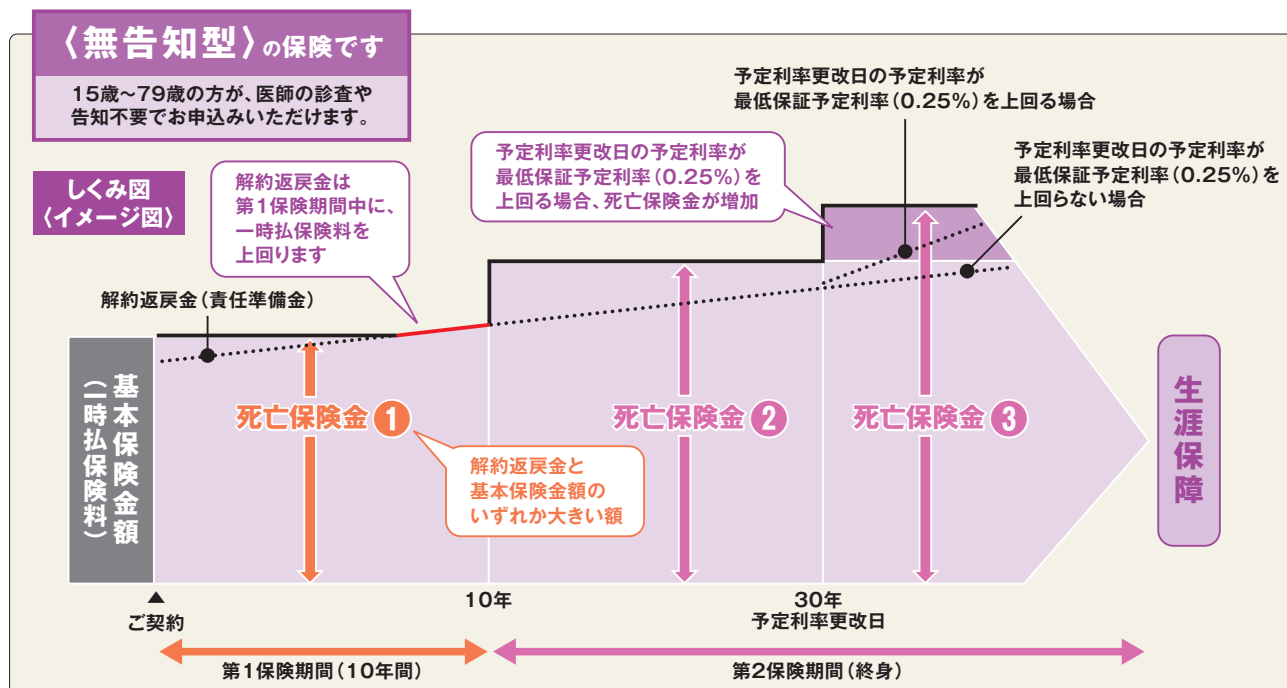
この教室を通じて受講者の脳の健康づくり（認知症予防）を図るとともに、受講者や教室サポーターの方々が仲間をつくり、社会とのつながりを深め、地域のコミュニティづくりへの貢献をめざしています。

2018年度は、日本国内約400会場にて開講されました。

「利率更改型一時払終身保険」の販売開始

お客さまの死亡保障ニーズや資産運用ニーズを満たす無告知型の円建て終身保険として「利率更改型一時払終身保険」を開発し、2018年10月1日より販売を開始しました。

当社では今後とも、お客さまにご理解いただきやすく、安心してご加入いただける商品を提供していきます。



主な特徴

特徴①：無告知型のため健康状態や職業の告知が不要です。

特徴②：契約時の予定利率は直近の金利に応じて機動的に毎月設定します。

特徴③：契約後10年間の死亡保険金額を抑えることで、当社にてすでに販売中の「一時払終身保険」よりも元本復帰時期を早め、かつ解約返戻率を高くしています。

特徴④：契約時に計算される死亡保険金額、解約返戻金額が契約後に減少することではなく、将来の金利上昇に応じた、死亡保険金額・解約返戻金額の増加が期待できる仕組みです。



(信用金庫)



(地方銀行・信用組合)



(一般代理店*)



(フコク生命)

※一般代理店とは、金融機関代理店以外の代理店であり、共栄火災の損保代理店が中心となっています。

(注)上記の内容は商品の概要を説明しています。詳細につきましては、「パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

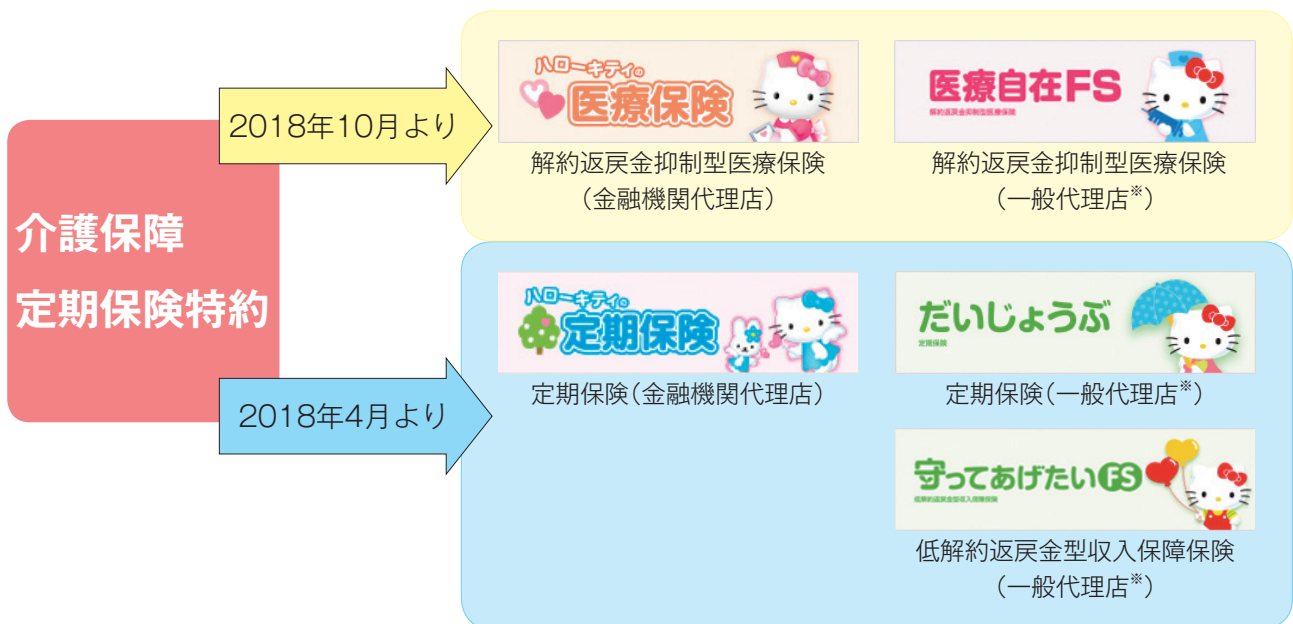
募AAG06190013(19.06)

医療保険への認知症診断給付金付「介護保障定期保険特約」の付加が可能に

高齢化の進展により、ますます必要性が高まる認知症・介護への備えとして、当社では認知症診断給付金付「介護保障定期保険特約」を開発し、2018年4月2日より定期保険と低解約返戻金型収入保障保険へ付加可能な商品として販売を開始しました。

さらに、2018年10月2日より、お客さまが選択可能な特約の充実を図るため、解約返戻金抑制型医療保険へ認知症診断給付金付「介護保障定期保険特約」の付加対象を拡大しました。

【付加可能商品】



※一般代理店とは、金融機関代理店以外の代理店であり、共栄火災の損保代理店が中心となっています。

(注) 1. 本特約は定期保険などの主契約への付加が必要です。

2. 認知症診断給付金付「介護保障定期保険特約」の詳細につきましては、「パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

募AAG06190014(19.06)

その他トピックス

○資産承継分野におけるフコクしんらい生命と信金中央金庫の連携開始について

2019年1月に当社と信金中央金庫は、資産承継分野の個人向け商品において、信用金庫での販売態勢を共同でサポートする目的で連携しました。

本連携によって、双方が有するネットワークやノウハウを融合させ、信用金庫を通じてお客さまのニーズに適合した商品を提供できるよう、信用金庫の営業基盤の拡充に貢献していきます。

○フコク生命におけるフコクしんらい生命の一時払終身保険の販売開始

2019年4月1日より、フコク生命の営業職員チャネルにおいて、当社の「利率更改型一時払終身保険」を「しんらいの一時払終身保険(無告知型)」の名称で販売開始しました。

フコク生命グループは、今後も「お客さま基点」の価値観のもと、多様なニーズにお応えし、お客さまにとって真に必要とされる商品・サービスの提供に努めます。

資料編

I 会社の概況および組織

1	保険会社の主要な業務の内容	17
2	沿革	17
3	資本金の推移	17
4	株式の総数	17
5	株式の状況	17
6	主要株主の状況	18
7	店舗	18
8	経営の組織	18
9	役員の略歴	19
10	会計参与の氏名または名称	20
11	会計監査人の氏名または名称	20
12	従業員の在籍・採用状況	20
13	平均給与（内勤職員）	20
14	平均給与（営業職員）	20

II 保険会社の運営

1	リスク管理態勢について	21
2	コンプライアンス（法令等遵守） 推進態勢について	24
3	第三分野保険の責任準備金の充分性の 確認について	25
4	個人情報等の保護について	26
5	勧誘方針について	29
6	反社会的勢力との関係を 遮断するための基本方針	30

III 直近事業年度における事業の概況

1	直近事業年度における事業の概況	31
2	契約者懇談会開催の状況	33
3	お客さまからのお申出と苦情の状況	34
4	金融ADR制度について	35
5	ご契約者に対する情報提供の実態	35
6	商品に関する情報および デメリット情報の提供の方法	37
7	代理店教育・研修の概略	38
8	新規開発商品の状況	39
9	主な保険商品一覧	40
10	情報システムに関する状況	42
11	保険金・給付金のお支払状況について	42

IV 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

1	直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	43
---	------------------------------	----

V 財産の状況

1	貸借対照表	44
2	損益計算書	45
3	キャッシュ・フロー計算書	46
4	株主資本等変動計算書	47
5	債務者区分による債権の状況	52
6	リスク管理債権の状況	52
7	元本補てん契約のある 信託に係る貸出金の状況	52
8	保険金等の支払能力の充実の状況 （ソルベンシー・マージン比率）	53
9	有価証券等の時価情報（会社計）	54
10	経常利益等の明細（基礎利益）	57
11	計算書類等についての 会計監査人による監査	58
12	財務諸表についての代表者による確認	58

VI 業務の状況を示す指標等

1	主要な業務の状況を示す指標等	59
2	保険契約に関する指標等	64
3	経理に関する指標等	67
4	資産運用に関する指標等	72
5	有価証券等の時価情報（一般勘定）	81

VII 特別勘定に関する指標等

特別勘定に関する指標等	81
-------------	----

VIII 保険会社およびその子会社等の状況

保険会社およびその子会社等の状況	81
------------------	----

I 会社の概況および組織

1 保険会社の主要な業務の内容

(1) 生命保険業

- ① 生命保険の引受け
個人保険および団体保険の引受けを行い、約款にしたがい保険金・給付金等の支払いを行っています。
- ② 資産の運用
保険料として収受した金銭等の資産を国内公社債を中心に安全かつ健全に運用しています。

(2) 他の保険会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行

富国生命保険相互会社の業務の代理および事務の代行を行っています。

2 沿革

1996年	8月	共栄火災海上保険相互会社の全額出資子会社「共栄火災しんらい生命保険株式会社」として設立
	10月	大蔵大臣より生命保険業免許を取得 営業開始
2007年	11月	富国生命保険相互会社が共栄火災しんらい生命保険株式会社の子会社化の認可取得
2008年	1月	商号変更認可取得 富国生命保険相互会社が共栄火災海上保険株式会社より共栄火災しんらい生命保険株式会社発行済株式数の80%を取得
	2月	「フコクしんらい生命保険株式会社」として東京都港区白金台にて営業開始
	9月	上半期末の総資産が1,000億円を突破
2009年	3月	資本金総額を200億円に増資(資本準備金50億円を含む。)
2011年	3月	年度末の総資産が1兆円を突破
	5月	資本金総額を309億円に増資(資本準備金104億円を含む。)
2012年	5月	本社を東京都新宿区西新宿へ移転
2017年	3月	資本金総額を609億円に増資(資本準備金254億円を含む。)

3 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
1996年 8月 8日	—	10,000百万円	会社設立
2009年 3月27日	5,000百万円	15,000百万円	増資
2011年 5月25日	5,499百万円	20,499百万円	増資
2017年 3月16日	14,999百万円	35,499百万円	増資

4 株式の総数

発行可能株式総数	2,000千株
発行済株式の総数	886千株
当期末株主数	3名

5 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	886千株	—

(2) 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
富国生命保険相互会社	793千株	89.6%	—	—
共栄火災海上保険株式会社	70千株	7.9%	—	—
信金中央金庫	22千株	2.5%	—	—

6 主要株主の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	基金総額	事業の内容	設 立 年 月 日	株式等の総数等に 占める所有株式等の割合
富国生命保険相互会社	東京都千代田区	116,000百万円	生命保険業	1923年11月22日	89.6%

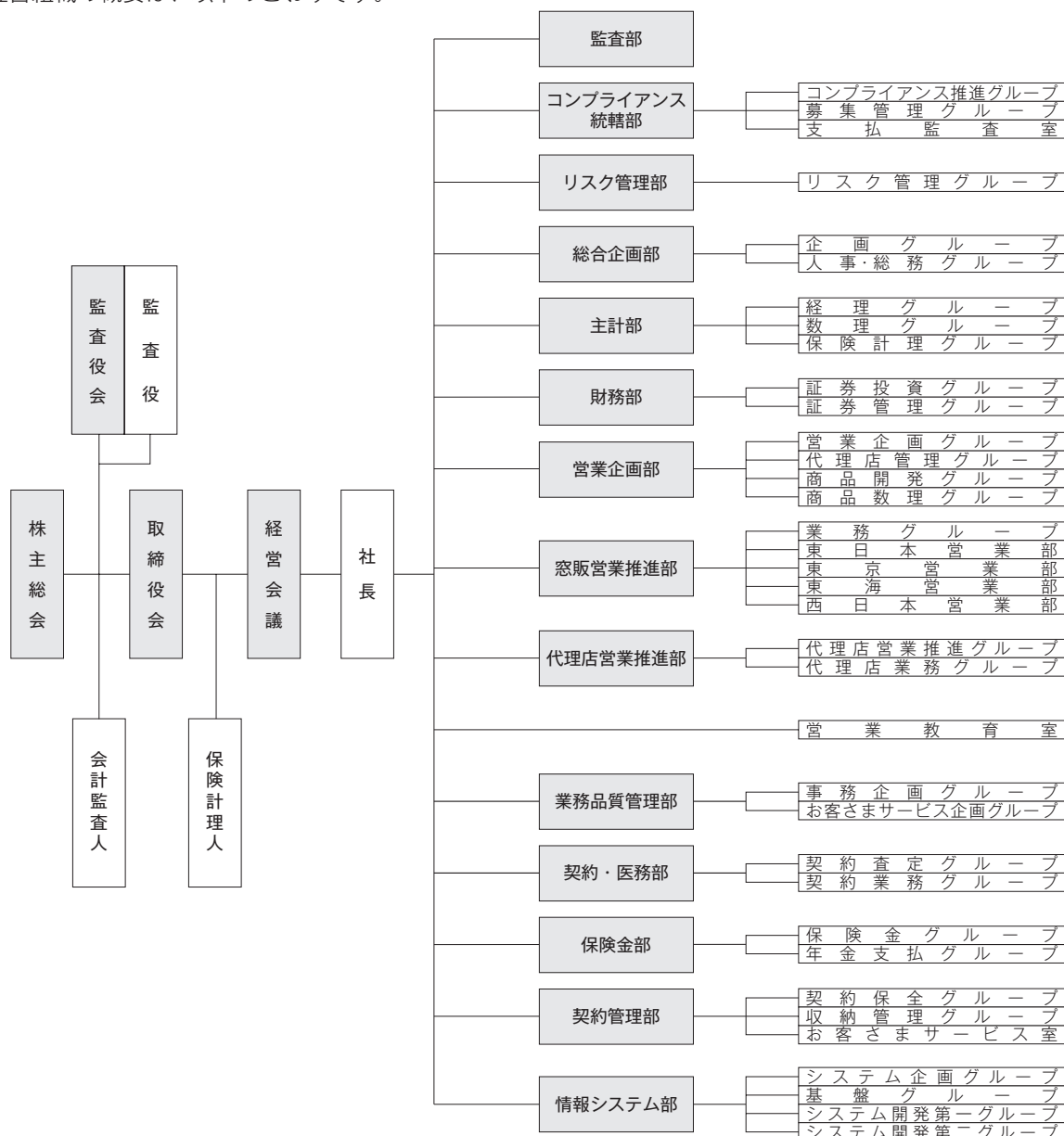
(注)基金総額には基金償却積立金106,000百万円を含む。

7 店舗

本社 〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1 TEL 03-6731-2100(代表)

8 経営の組織(2019年7月1日現在)

経営組織の概要は、以下のとおりです。



9 役員略歴(2019年6月26日現在)

(1) 取締役および監査役

男性 12名 女性 0名(取締役および監査役のうち女性の比率 0%)

役職名	氏名・生年月日	略歴
代表取締役社長 社長執行役員	櫻井 健司 1955年1月3日生	1978年 富国生命保険相互会社入社 2011年 同社 人材開発本部長 2013年 同社 執行役員人材開発本部長 2014年 同社 常務執行役員人材開発本部副部長 2017年 当社 代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る
取締役	櫻井 祐記 1952年9月11日生	1976年 富国生命保険相互会社入社 2003年 同社 財務企画部長 2007年 同社 取締役財務企画部長 2009年 同社 取締役執行役員財務企画部長 2009年 富国生命投資顧問株式会社 代表取締役社長 2014年 富国生命保険相互会社 常務執行役員 2014年 同社 取締役常務執行役員 2019年 同社 取締役専務執行役員 現在に至る 2014年 当社 取締役 現在に至る
取締役執行役員	小谷 基 1957年9月4日生	1981年 富国生命保険相互会社入社 2005年 同社 総合企画室長 2008年 当社 取締役経営企画部長 2011年 当社 取締役総合企画部長 2015年 当社 取締役執行役員窓販営業推進部長 2018年 当社 取締役執行役員 現在に至る
取締役執行役員	由里 浩一 1960年10月31日生	1983年 共栄火災海上保険相互会社入社 2008年 共栄火災海上保険株式会社 北東北支店長 2011年 同社 四国支店長 2014年 同社 東京支店長 2016年 同社 執行役員北海道・東北本部長 2018年 当社 取締役執行役員 現在に至る
取締役執行役員	阿部 誠 1961年3月8日生	1984年 安田生命保険相互会社入社 2007年 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 保険計理人 2011年 当社 主計部長 2012年 当社 リスク管理部長 2012年 当社 保険計理人兼リスク管理部長 2015年 当社 取締役執行役員 2019年 当社 取締役執行役員総合企画部長 現在に至る
取締役執行役員	掛川 敏幹 1961年4月25日生	1985年 富国生命保険相互会社入社 2012年 同社 融資部長 2013年 同社 人事部長 2017年 同社 不動産部長 2019年 当社 執行役員 2019年 当社 取締役執行役員 現在に至る
取締役執行役員	小林 潔 1962年9月10日生	1985年 富国生命保険相互会社入社 2008年 フコク情報システム株式会社 部長 2014年 同社 取締役 2016年 当社 執行役員 2018年 当社 取締役執行役員 現在に至る
取締役執行役員	鈴木 直史 1963年7月31日生	1986年 富国生命保険相互会社入社 2006年 同社 秘書室長 2013年 同社 甲府支社長 2015年 同社 関連事業部長 2018年 当社 執行役員 2018年 当社 取締役執行役員 2019年 当社 取締役執行役員業務品質管理部長 現在に至る
取締役執行役員	辺見 直樹 1965年3月17日生	1987年 株式会社日本長期信用銀行入行 2002年 信金中央金庫入庫 2007年 同庫 事業法人営業第1部長 2010年 同庫 法人営業推進部長 2011年 同庫 福岡支店長 2013年 同庫 名古屋支店長 2016年 同庫 法人営業推進部長 2016年 同庫 理事法人営業推進部長 2019年 当社 取締役執行役員 現在に至る
監査役	柴田 康夫 1950年3月13日生	1972年 富国生命保険相互会社入社 2000年 同社 団体保険管理部長 2002年 同社 関連事業部長 2004年 富国生命スタッフサービス株式会社 代表取締役社長 2015年 当社 監査役 現在に至る
監査役	岡部 昇 1952年2月12日生	1975年 富国生命保険相互会社入社 2005年 同社 団体年金管理部長 2011年 富国ビジネスサービス株式会社 部長 2011年 同社 取締役 2018年 当社 監査役 現在に至る
監査役(常勤)	栗林 健史 1963年1月20日生	1986年 富国生命保険相互会社入社 2010年 同社 運用資産管理室長 2011年 同社 関連事業部長 2016年 同社 総務部長 2018年 当社 監査役 現在に至る

(2) 執行役員

役 職 名	氏名・生年月日	略 歴
執 行 役 員	金子 良二 1959年9月18日生	1983年 太陽生命保険相互会社入社 1987年 セン生命保険株式会社入社 2010年 当社 窓販営業推進部長 2013年 当社 商品開発部長 2015年 当社 営業企画部長 2017年 当社 執行役員代理店営業推進部長 現在に至る
執 行 役 員	矢崎 斉 1966年6月9日生	1989年 富国生命保険相互会社入社 2014年 同社 人材開発本部部長 2017年 当社 総合企画部長 2018年 当社 窓販営業推進部長 2019年 当社 執行役員 現在に至る

10 会計参与の氏名または名称

会計参与は設置していません。

11 会計監査人の氏名または名称

きさらぎ監査法人

指定社員 後 宏治

指定社員 藤井 元裕

12 従業員の在籍・採用状況

区 分	2017年度末 在籍数	2018年度末 在籍数	2017年度 採用数	2018年度 採用数	2018年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	258名	265名	22名	34名	46.7歳	6.0年
(男 子)	(180)	(173)	(16)	(12)	(49.1)	(6.2)
(女 子)	(78)	(92)	(6)	(22)	(42.2)	(5.6)
(総合職)	(258)	(265)	(22)	(34)	(46.7)	(6.0)
(一般職)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
営業職員	-	-	-	-	-	-
(男 子)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(女 子)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

13 平均給与(内勤職員)

(単位：千円)

区 分	2018年3月	2019年3月
内勤職員	440	424

(注)平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

14 平均給与(営業職員)

該当ありません。

II 保険会社の運営

1 リスク管理態勢について

(1) 基本方針

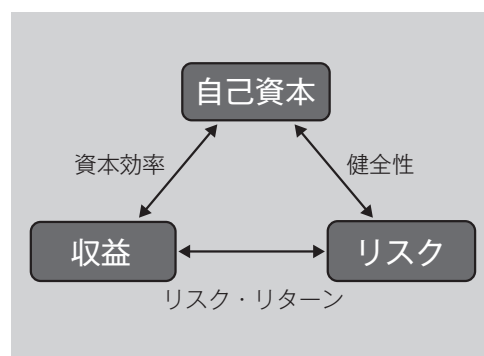
当社は、お客さまに対して長期にわたり安定的に生命保険契約を通じた保障を提供することが、生命保険会社の基本的な責務であるとの認識のもと、生命保険事業を取り巻くリスクに対して適切に対処し、財務の健全性の維持・向上を図っていかねばならないと理解しています。当社では以下に記載のとおり、経営陣が自らリスク管理に携わるなど、実効的なリスク管理に取り組んでいます。

(2) ERM(統括的リスク管理)

ERM(統括的リスク管理)とは、自己資本・リスク・収益を自らの経営戦略と一体で管理することで、健全性の確保、資本効率の向上、リスク・リターンの最適化を図り、企業価値を増大させる経営管理態勢のことです。

当社ではERMの推進にあたり、リスク管理委員会にて各種リスクを部門横断的に一元管理し、当社のリスク選好や各リスクの特性および当社の自己資本などの状況を勘案し、リスクの状況を定期的にモニタリングするとともに、これらの状況を取締役に報告する態勢としています。また、ALM委員会にて資産と負債の状況を把握・分析・評価するなど総合的に管理し、経営会議および取締役会に報告する態勢としています。

リスク選好については、リスク・テイクの戦略目標および戦略目標に沿ったリスクの許容範囲を記した「リスク・テイク・ステートメント」を定め、リスクを適切にコントロールするよう努めています。



① リスク管理体制

当社では、取締役会で定められた「統括的リスク管理に関する基本方針」にもとづき、社長を委員長とするリスク管理委員会および、同委員会を適切に運営し、機能を補佐する統括的リスク管理部署(リスク管理部)を設置し、会社全体のリスクの状況を統括的に管理しています。また、各リスクの特性に応じて保険引受リスク管理委員会、資産運用リスク管理委員会、事務リスク管理委員会、システムリスク管理委員会を設置し、専門的に管理しています。

各委員会は、各リスクを担当する取締役が委員長に就任するとともに、担当部署が事務局を務めるなど、委員長と事務局ならびに委員を適切に選任することにより、リスク管理の実効性と牽制機能の確保に努めています。統括的リスク管理部署であるリスク管理部は、すべての委員会に関与することで、リスクを統括管理する態勢を構築しています。こうしたリスク管理態勢が有効に機能していることを監査部が検証しています。

また、当社では、法令で定められたストレステストの他に全社的なストレステストを定期的を実施し、財務の健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理委員会および取締役会に報告され、財務基盤の強化などの検討に役立てています。

ア. 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクです。

当社では、将来収支予測や第三分野保険における保険事故発生率の事後検証(ストレステスト、負債十分性テスト)を行い、責任準備金の積立水準が適切であることを確認しているほか、各種保険事故発生率に関する自社統計を定期的に取り、その結果をもとに保険料率算定時の計算基礎が適切であったかどうか、また実際の保険事故発生率や金利水準が当初の想定から大きく乖離していないかなどを検証しています。

検証結果にもとづき、必要に応じて保険料率の改定、保険契約引受基準の見直し、再保険の活用などの対応を行っています。再保険会社の選定にあたっては、財務的な健全性をもった信用力の高い保険会社とすることを基本方針に掲げ、主要格付会社の格付けなどをベースに再保険先の信用力・担保力の評価を行っています。

イ. 資産運用リスク管理

生命保険事業は公共性の高い事業であり、また、お客さまの大切な財産をお預かりしているという観点から、資産運用は、安全かつ有利な運用を基本原則としています。当社では、個々の資産がもつリスク特性や収益特性を考慮した効率的な投資を実現するためにはリスク管理が極めて重要であることから、資産運用に関するリスク管理に努めています。

具体的には資産運用リスク(市場関連リスク、信用リスク)の状況を定期的に把握・監視しながら、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しています。

なお、当社ではバリュー・アット・リスク (VaR) *を用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しています。

※バリュー・アット・リスクとは、過去の実績にもとづいて統計学的に算出した、一定期間内に生じる可能性のある最大損失予想額のことです。

・市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利リスク、有価証券などの価格変動リスク、為替リスクの3つのリスクからなります。

当社では、VaRによる管理を行っているほか、保有制限や損失額の増大を防止するためのルール(ロスカット(損切り)ルール)を定め、管理しています。

・信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、オフバランス資産を含む資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。

当社では、有価証券などの運用資産に対しては、同一企業や同一企業グループへの与信集中を避けるほか、投機的格付債券の保有の抑制に努めています。

ウ. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りリスクまたは市場流動性リスクにより、損失を被るリスクです。

当社では、資金の出入状況の管理を行うとともに、流動性資産(現預金、コールローン、その他短期運用資産(預金性格の資産、3ヵ月以内に償還の債券など))を一定額以上確保しています。

エ. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員などが正確な事務を怠る、または事故・不正などを起こすことにより、損失を被るリスクです。

当社では、事務基準などを規程化・マニュアル化しており、役職員はそれらに従った正確かつ迅速な事務を行うこととしています。また、自部門内における相互検証が制度化されているほか、監査部門による内部監査にて事後検証を実施するなど、相互牽制機能が正常に働くよう態勢を整備しています。

オ. システムリスク管理

システムリスクとは、システムダウンや誤作動、システムの不備・不正使用などにより損失を被るリスクです。

当社では、インターネットや社内PCを接続するネットワークに関するリスク管理対策として、ファイアーウォールの設置、暗号化ソフトの導入、外部媒体への書出制限などの実施により、コンピュータに記録された情報の漏えい・破壊・改ざんの防止に努めています。

また、昨今のサイバー攻撃の脅威の高まりに対して、攻撃を検知・防御するための技術的対策や組織的対策を講じるなど、サイバーセキュリティ管理態勢の強化に取り組んでいます。

さらに、外部専門家によるシステム監査を受けることにより、システムリスク管理レベルの向上を図っています。

カ. その他リスクの管理

その他リスクとは、地震・風水害等の自然災害、テロ・脅迫等の人的災害、または大規模停電・通信障害等の技術的災害などの発生により、業務の継続が困難となるリスク、ならびに、企業情報もしくは個人情報情報の漏えい、法令等の違反、風評の発生などにより、業務の運営が阻害されるなど経営に影響が生じる

リスクです。

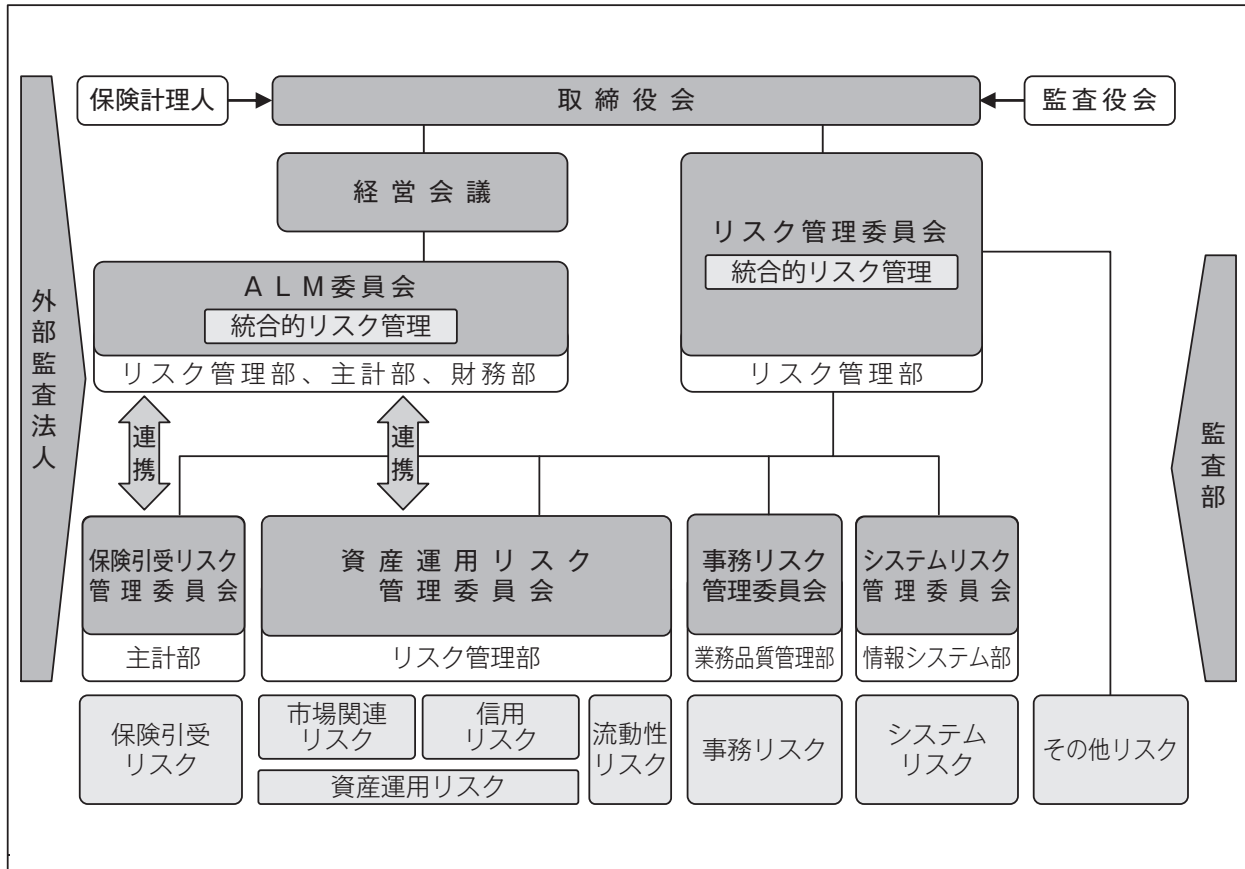
当社では、リスク管理委員会の管下で直接管理することを定めており、リスクに対しいち早く対処・処理を行うだけでなく、大規模な災害などの発生時においてもお客さまからのお問い合わせやご請求などに対し迅速な対応を可能にする態勢の整備に努めています。

② ALM体制

ALMとは、資産(Asset)と負債(Liability)を総合的に管理(Management)することです。生命保険会社は保険金などを将来お支払いするために責任準備金(負債)を積み立て、資産である債券などで運用しています。市場環境などの悪化時にも保険金などのお支払いを確実にを行うため、資産と負債を適切に管理することが重要になります。

当社では、取締役会で定めた「ALM方針」にもとづきALM委員会を設置し、資産と負債の状況を把握・分析・評価するとともに、今後の方向性について審議しています。審議内容については、経営会議および取締役会へ報告する態勢としており、リスクを適切にコントロールしながら、資産と負債を総合的に管理しています。

ERM (統合的リスク管理)体制 概略図



(注) 各委員会の下に記載の部署は事務局を担当しています。

2 コンプライアンス(法令等遵守)推進態勢について

(1) 基本方針

当社は、生命保険業が高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責務を負っているとの認識のもと、法令および諸規程、ならびに社会規範および企業倫理などを厳格に遵守することが重要であることに鑑み、取締役会において「コンプライアンスに関する基本方針」を定め、コンプライアンスを意識した事業活動を行うためのコンプライアンス推進態勢を構築しています。また、取締役会において「フコクしんらい生命行動規範」を定め、役職員などがコンプライアンスを実践するための指針としています。

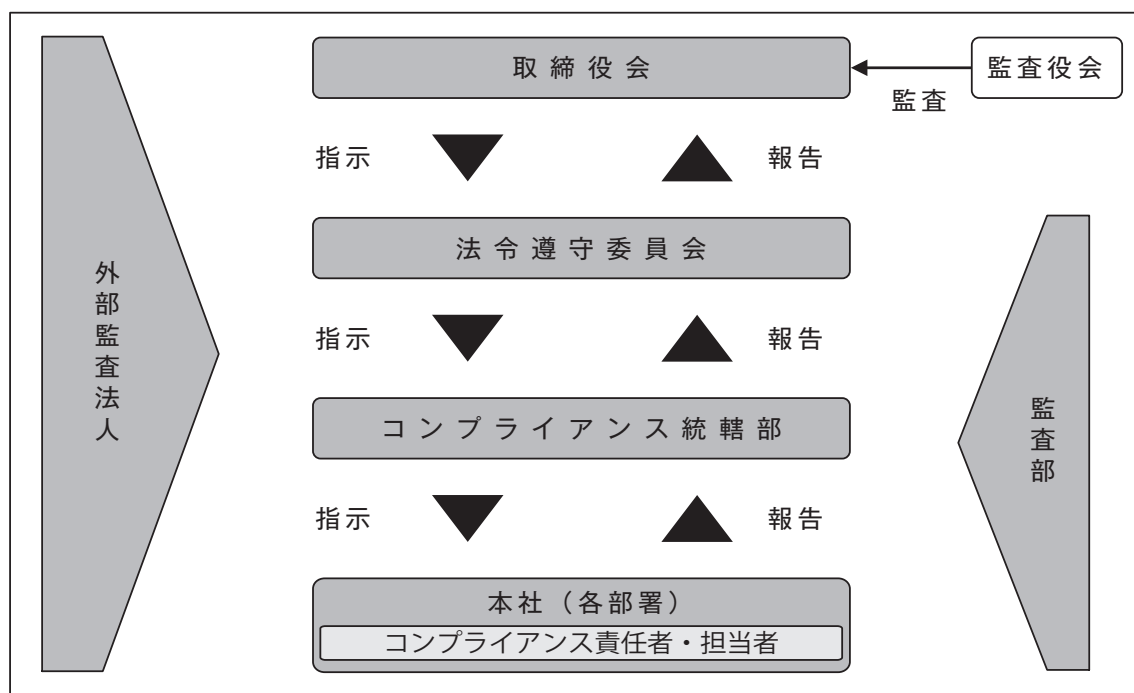
(2) 推進態勢

当社では、法令等遵守態勢を以下のとおりとし、効率的かつ実効性のあるコンプライアンス推進態勢の整備・強化を図っています。

① 組織体制

社長が委員長となる法令遵守委員会は、常勤取締役、執行役員および部長で構成され、法令等遵守状況を把握するとともに、コンプライアンスの推進に関する事項(コンプライアンス推進体制、コンプライアンス・プログラムの策定、コンプライアンス・マニュアルの改定など)を審議し、コンプライアンスの推進を図っています。また、同委員会の事務局はコンプライアンス統括部署であるコンプライアンス統轄部が担当しています。

コンプライアンスの実践・推進については、社長(コンプライアンス統括責任者)の統括のもと、コンプライアンス統轄部が指示し、各部署のコンプライアンス推進の責任者(コンプライアンス責任者)と実務担当者(コンプライアンス担当者)が行っています。



② コンプライアンスの推進

コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンスに関する方針、社内規程、関係法令などの解説や留意事項をまとめたコンプライアンス・マニュアルを毎年改定・配付しています。

また、コンプライアンス・プログラムにもとづき、階層別・所属別コンプライアンス研修を定期的 to 実施し、コンプライアンス意識や知識の向上を図っています。

そして、コンプライアンスに関する役職員などからの質問や相談、不適正事象の通報を受け付ける相談窓口を社内外に設け、不適正な事象の早期発見に努めています。万一、不適正な事象が発生した際には迅速かつ適切な対応を行い、再発防止策を講ずることとしています。

3 第三分野保険の責任準備金の十分性の確認について

(保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る)の合理性および妥当性)

医療保険などのいわゆる第三分野保険は、医療政策等の外的要因の影響を受けやすく、将来の給付金等の支払いについて不確実性を有していると考えられています。そのような第三分野保険の特性を踏まえて、法令および社内規程に定める方法によって定期的にストレステストおよび負債十分性テストを実施し、責任準備金の積立額が将来の給付を十分まかなえる水準であることを確認しています。

(1) テストの概要

当社ではストレステストの実施にあたり、過去の保険事故発生率等の実績にもとづいて将来10年間の発生率に関するリスクの99%をカバーする発生率(危険発生率Aという)と、97.7%をカバーする発生率(危険発生率Bという)を統計的手法により予測しています。この危険発生率Aおよび危険発生率Bを用いて将来の給付額を計算し、それらが保険料計算における予定発生率を用いて計算された将来の給付額を超過していないかを確認しています。

危険発生率Aによる将来の給付額が予定発生率による将来の給付額より大きい場合は、危険準備金を積み立てます。さらに、危険発生率Bによる将来の給付額が予定発生率による将来の給付額より大きい場合は、危険準備金を積み立てるとともに負債十分性テストを実施し、保険料積立金に不足が生じている場合は、保険料積立金を追加して積み立てます。

(2) テストの結果

2018年度決算においては、ストレステストにもとづく危険準備金として積み立てる金額はありません。また、負債十分性テストは、対象となる契約区分がなかったことから実施していません。

なお、危険発生率の設定方法やテスト結果については、社内規程にもとづき、算定部署から独立している保険引受リスク管理委員会において、その合理性および妥当性について確認し、牽制機能を確保しています。

◇ストレステストおよび負債十分性テストの結果

(単位：百万円)

	2017年度末	2018年度末
保険料積立金	—	—
危険準備金	—	—

4 個人情報等の保護について

当社は、お客さまから信頼される保険会社であるために個人情報の取扱いが重要であることを認識し、個人情報保護法その他の関連法令・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを遵守し、個人情報の適正な取扱いおよび保護に努めています。

(1) プライバシーポリシー(個人情報保護方針)について

当社では、個人情報に関する方針として「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」を定めるとともに、お客さまからお預かりしている個人情報の取扱いルールとして各種規程を定め、お客さまからの個人情報に関するご相談・お申出に迅速かつ適切に対応できるよう努めています。

プライバシーポリシー(個人情報保護方針)

当社は、お客さまから信頼され続ける保険会社となることを第一に考え、個人情報の取扱いに関する方針を定め、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます)その他の関連法令・ガイドラインなどを遵守し、お客さまからお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護、および個人情報の取扱いに関するお客さまからのご質問、ご相談・お申出などに対して迅速かつ適切な対応に努めております。

1. 個人情報の利用目的

当社は、お預かりした個人情報を、以下に記載する利用目的のために、業務上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

これらの利用目的は、当社のホームページおよびディスクロージャー誌などに掲載することにより公表するほか、書面などによりお客さまから直接個人情報を収集する場合に明示いたします。

2. 収集する個人情報の種類

保険などの契約に必要な個人情報として、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・電話番号の他、お客さまの健康状態、職業などについて収集いたします。

また、当社が提供する各種サービスに関連して本人確認に必要な個人情報などのご提出をお願いする場合がございます。

3. 個人情報の収集方法

個人情報を収集するにあたっては、個人情報保護法その他の関連法令・ガイドラインなどに照らして適法・公正な方法にて、主に、申込書・契約書やアンケートにより収集いたします。

また、キャンペーン等の実施により、インターネット・郵送等で個人情報を収集する場合があります。

4. 個人情報の提供

当社では、以下の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ずに、個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 法令にもとづく場合など、個人情報保護法第23条第1項各号に定められた場合
- (2) 個人情報保護法第23条第5項第1号にもとづき、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために、業務を委託する場合
- (3) 個人情報保護法第23条第5項第3号にもとづき、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために、関連会社・提携会社との間で個人情報を共同利用する場合、および保険制度の健全な運営に必要なため、お客さまの保険契約などに関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社などと共同して利用する場合など(詳細は当社ホームページをご参照いただくか、「8. 個人情報の取扱いに関する問合わせ先」までご連絡ください)
- (4) その他個人情報保護法にもとづき提供が認められる場合

5. 個人情報の管理

個人情報を正確かつ最新の状態にするために適切な措置を講じるとともに、個人情報への不正なアクセスなどが行われることを防止するために適切な対策を講じます。

また、当社役員に対し、研修などを通じて個人情報の適切な取扱いの周知徹底を継続的に行います。

6. お客さまからの開示・訂正・利用停止などのご依頼

お客さまからご自身の個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、利用停止などまたは第三者への提供の停止のご依頼があった場合は、ご本人からのお申し出であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り対応いたします。具体的な手続方法、ならびに利用目的の通知および開示請求に際し申し受けます手数料の詳細につきましては、当社ホームページをご参照いただくか、「8. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先」までご連絡ください。

7. プライバシーポリシーの見直し

当社は、本プライバシーポリシー各項における取り組みを適宜見直し、改善してまいります。

また、本プライバシーポリシーを変更した場合、すみやかに当社のホームページに掲載し、公表いたします。

8. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先

個人情報の取扱いに関する問い合わせは、以下までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室
電 話 0120-700-651 ※通話料無料

所在地 〒160-6132

東京都新宿区西新宿8-17-1

ホームページURL : <https://www.fukokushinrai.co.jp>

9. 認定個人情報保護団体におけるお申出・相談窓口

当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会に加盟しております。

同協会の対象事業者である生命保険会社の個人情報の取扱いに関するお申出・相談窓口は以下のとおりです。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室
電 話 03-3286-2648

ホームページURL : <https://www.seiho.or.jp>

10. 特定個人情報等の取扱い

お客さまの個人情報のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に規定する特定個人情報、および個人番号の取扱いにつきましては、別途定める「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」によるものとします。

(2) 特定個人情報等の取扱いについて

当社では、特定個人情報等に関する基本方針として「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を定めるとともに、お客さまからお預かりしている特定個人情報等の取扱ルールとして各種規程を定め、お客さまからの特定個人情報等に関するご相談・お申出に迅速かつ適切に対応できるよう努めています。

特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

当社は、お客さまから信頼され続ける保険会社となることを第一に考え、お客さまの個人情報のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）に規定する特定個人情報（※）、および個人番号（以下、併せて「特定個人情報等」といいます。）の取扱いに関する基本方針を定め、番号法・その他の関連法令・ガイドライン等を遵守し、お客さまからお預かりしている大切な特定個人情報等の適正な管理・利用と保護、および特定個人情報等の取扱いに関するお客さまからのご質問・ご相談・お申出等に対して迅速かつ適切な対応に努めます。
※「特定個人情報」とは、個人情報のうち、個人番号（または個人番号の代替物）をその内容に含むものをいいます。

1. 特定個人情報等の利用目的

当社は、お預かりした特定個人情報等を、番号法に規定する下記の個人番号関係事務のために、業務上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- (1) 保険取引に関する支払調書作成事務
- (2) 不動産取引に関する支払調書作成事務
- (3) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
- (4) 株式等の譲渡の対価等の支払調書作成事務
- (5) 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
- (6) 前各号に掲げる事務以外の、個人番号関係事務として当社が行う法定調書作成事務

2. 特定個人情報等の収集

当社は、番号法に規定する個人番号関係事務を処理するために必要な場合にのみ、特定個人情報等を収集し、また、お客さまに特定個人情報等のご提供をお願いします。

3. 特定個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりした特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止等、特定個人情報等の必要かつ適切な管理のために、取扱規程等を策定するとともに、番号法等に規定する「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」および「技術的安全管理措置」を講じます。

また、当社の従業員に特定個人情報等を取り扱わせるにあたっては、安全管理措置が適切に講じられるよう、従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 特定個人情報等の提供

当社は、番号法に規定する特定個人情報等の提供が認められる場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供することはありません。

5. 個人番号の廃棄

当社は、お預かりした個人番号に係る個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令に規定する保存期間が経過したときは、個人番号をすみやかに廃棄または削除します。

6. 特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせ先

特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせは、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室
電話 0120-700-651 ※通話料無料

所在地 〒160-6132

東京都新宿区西新宿8-17-1

ホームページURL : <https://www.fukokushinrai.co.jp>

5 勧誘方針について

当社は、金融商品の販売においては、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他関係法令等を遵守し、お客さまを第一に考えた適正・適切な勧誘を行うよう努めています。

なお、当社では、金融商品の販売等に関する法律にもとづく「勧誘方針」を定めて公表しています。

勧誘方針

フコクしんらい生命保険株式会社では、お客さまのご期待にお応えできるより良い商品・サービスを提供し、お客さまからの信頼にお応えするために勧誘方針を次のように定めました。

1. ライフスタイルに合ったより良い商品・サービスを提供いたします

お客さまのライフスタイルに合ったより良い商品・サービスの提供を行うために、勧誘にあたってはコンサルティング活動を通じて、適切な情報の提供をするとともに、お客さまのご意向と実情に配慮した勧誘を行います。特に、未成年者の方を被保険者とする生命保険契約については、モラルリスクを排除する観点から適切な勧誘に努めます。

2. 契約内容を十分に説明し、ご理解いただいた上でご契約いただきます

お客さまへの勧誘に際しては、お客さまのご意向に沿って、時間・場所等に十分配慮するように努めます。また、お客さまからのご契約のお申し込み等をお受けする際には、ご契約に関する重要事項を書面で説明し、ご理解、ご納得していただいた上でご契約いただきます。また、市場リスクを伴う商品については、そのリスクの内容について適切な説明に努めます。

3. お客さまに関する情報は厳正に取り扱います

お客さまのプライバシーを保護するため、業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社で定めた「プライバシーポリシー」に則り、厳正に取り扱います。

4. 募集ルールに合った適正な販売を行います

金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、保険業法等、各種法令等を遵守して適正な販売を行います。事実でない情報をお伝えしたり、将来において不確定なことから断定的な説明は行いません。

5. 高齢者のお客さまが誤解や誤認のないよう努め、契約の意思確認を行います

高齢者のお客さまには、保険商品について十分ご理解いただき安心して保険商品加入のご検討をいただけるよう、適切かつ十分な説明を行うよう努めます。また商品の特性等を勘案したうえで誤解や誤認のないよう努め、契約の際のトラブルの未然防止、早期発見に努めます。

6 反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

当社では、不当要求の拒絶に限らず、反社会的勢力との関係を遮断するための基本的な事項を定めることにより、当社および当社の役職員ならびにご契約者などへの被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性、健全性を確保することを目的として、「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」を以下のとおり定めています。

反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

1. 目的

本方針は、不当要求の拒絶に限らず、反社会的勢力との関係を遮断するための基本的な事項を定めることにより、当社および当社の役職員ならびにご契約者さま等への被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性、健全性を確保することを目的とします。

2. 定義

「反社会的勢力」とは、暴力・威力・詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人のことをいい、いわゆる暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等に加え、暴力的な要求や法的な責任を超えた不当な要求を行う集団または個人も含まれます。

3. 原則

当社は、「1. 目的」を達成するため、以下の原則を遵守します。

(1) 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力と一切の関係をもちません。また、反社会的勢力と知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点またはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消します。

(2) 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対し、理由の如何に関わらず、裏取引や資金提供を行いません。

(3) 組織としての対応

当社は、反社会的勢力との関係遮断においては、その対応を担当者や担当部署のみに任せることなく、代表取締役および反社会的勢力対応担当取締役の指揮の下、組織全体のみならず、関連会社とも連携して対応します。

(4) 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力との関係遮断に備え、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(5) 有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力との関係遮断においては、あらゆる民事上の法的手段を講じるとともに、何らかの被害を受けた場合は積極的に被害届を提出するなど刑事事件化を躊躇しません。

4. 体制の整備

当社は、反社会的勢力との関係を遮断するために、当社における一元的な管理態勢の整備および運用を統括する部署を設置し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援する体制を構築します。

Ⅲ 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況

(1) 経営環境

2018年度のわが国経済は、緩和的な金融環境のもと、企業収益は堅調さを維持したものの、設備投資の一巡に加え、輸出や生産活動に減速感が見られるなど改善の動きが弱まり、足踏み状態となりました。

国内株式については、日経平均株価は21,400円台での取引開始となりました。好調な企業決算や円安傾向、北朝鮮情勢の緊張緩和などから、5月には23,000円台まで上昇しました。9月には円安の進行や米株高などを受けて上昇傾向が強まり、株価は約27年ぶりに24,000円台を回復しました。しかし、その後は米中貿易摩擦の激化や、世界的な景気減速懸念から企業業績に下方修正懸念が強まり、12月には大台である20,000円を割り込んで大幅に下落しました。年明け以降は、米連邦準備制度理事会(F R B)の金融政策スタンスの変更から米国株が上昇し、ドル円相場もドルが底堅く推移したことから年度末は21,200円台まで戻して取引を終えました。

長期金利については、10年国債利回りは0.045%で取引を開始しました。米中貿易摩擦による世界景気の下振れ懸念などから、6月までは0.05%を中心とした推移が続きましたが、日本銀行が7月の金融政策決定会合で、ある程度の長期金利の変動を容認する姿勢を示したことから長期金利は上昇基調となり、株高や米長期金利の上昇などを受け、10月には0.155%まで上昇しました。しかし、世界経済の不透明感が高まる中、年度後半は低下基調で推移し、12月末には株価の急落を受けてマイナス圏まで低下しました。年明け以降も、F R Bの利上げ休止スタンスから米長期金利が低下したことなどを受けて3月に低下基調を強め、年度末は△0.095%で取引を終了しました。

ドル円相場については、106円台で取引を開始しました。米中貿易摩擦への警戒感が高まる場面もありましたが、原油高や良好な米景気指標を受けて米長期金利が上昇するなか、5月には111円台まで円安が進みました。その後も日米通商問題の懸念や新興国に対する不安の高まりなどを受けて円高に振れる局面があったものの、日米の金融政策の方向性の違いから総じてドルが堅調な動きとなり、10月には114円台の水準をつけました。しかし、12月には世界的な景気減速懸念が株安へと波及し、米長期金利の低下から円高が進み、年末以降110円を割り込んだ推移が続きました。その後はF R Bが利上げ休止の方針を示したことで市場の緊張感が和らぎ、ドルは堅調に推移し、年度末は110円台で取引を終えました。

生命保険業界においては、上半期に発生した複数の自然災害に際し、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者に対し、保険料の払込みに関する特別取扱いのほか、被災されたご契約者等の安否確認、保険金等の支払手続き等に関するご案内の実施など、各社が被災された方々の支援に取り組みました。また、4月の標準生命表の改定に伴い、保障性商品の保険料率を改定する動きが見られたほか、長寿化や健康増進意識の高まりなどの社会環境の変化に対応して、デジタル技術やデータを利活用し、認知症予防や健康増進をサポートする商品・サービスの提供が広がりました。

(2) 事業の経過

こうした経営環境の中、当社は「一翼をになう存在をめざして」を企業理念に掲げ、代理店を通じた保険商品の販売に特化した専門会社として、金融機関代理店チャンネルと金融機関代理店以外の代理店チャンネル(以下、「一般代理店チャンネル」といいます。)の2軸を中心に事業を展開し、お客さまの生活をはじめ代理店などのパートナーやグループ企業の、延いては社会全体の一翼を担いよう存在となるべく努めてきました。また、当社が顧客本位の業務運営を推進していく上での考え方をあらわした、『「お客さま基点」の業務運営方針』について、その取組状況を測る指標を「お客さま総合満足度」として定め、6月に取組状況とともに公表しました。

営業面では、保障性商品の着実な保有伸展に向けた新商品の導入及び貯蓄性商品の安定供給を行いました。具体的には、保障性商品では、急速に進展する高齢化社会の中で、自助努力により認知症や介護に備えるニーズが高まっている現状を踏まえ、4月に認知症診断給付金付の介護保障定期保険特約を発売し、貯蓄性商品では、今般の低金利環境下において、お客さまの死亡保障ニーズや資産運用ニーズを満たす無告知型の円建て商品として利率更改型一時払終身保険を発売しました。金融機関代理店チャンネルによる保険販売(以下、「金融機関窓販」といいます。)においては、全国の信用金庫をはじめとする金融機関と提携し、定期保険や医療保険といった保障性商品と一時払終身保険といった貯蓄性商品の提供を行いました。定期保険については4月に発売した介護保障定期保険特約を足がかりに取扱金融機関数、販売量ともに増加し、医療保険についても保有契約件数は着実に増加しています。また、貯蓄性商品については、10月に利率更改型一時払終身保険を発売したことにより、一時払終身保険の販売量が増加し、保険料収入の伸展に貢献しました。

一般代理店チャネルによる保険販売においては、業務提携先である共栄火災海上保険株式会社の損害保険代理店を通じて、定期保険、医療保険、収入保障保険といった保障性商品を中心に提供を行いました。金融機関窓販同様、介護保障定期保険特約の発売効果により、定期保険の販売量が増加しました。

お客さまサービス面では、引き続きお客さまアンケートや各種お申出、苦情などのさまざまな「お客さまの声」を経営に活かすべく、「お客さま基点」の観点からお客さまの利便性向上に向けた取組みを進めています。今年度より、ご契約者へ年1回送付している「ご契約内容のお知らせ」について、視覚に障がいのあるお客さまへの利便性の向上に向けて、往信用封筒に当社からの契約に関する通知であることを判別いただけるよう点字での記載を行いました。

資産運用面では、資金の性格に鑑み安全性を基本としつつ、長期安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、引き続き国内公社債への投資を軸とする運用を行いました。なお、当社では、お客さまの大切な資産をお預かりし運用する機関投資家として、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入を表明しており、スチュワードシップ活動にかかる方針や議決権行使の結果などを公表しています。

(3) 事業の概要

① 新契約高、減少契約高及び保有契約高の状況及び推移

個人保険及び個人年金保険は、新契約高が715億円(前年度比185.4%増)、減少契約高が1,362億円(前年度比38.3%増)となり、保有契約高は2兆4,791億円(前年度末比2.5%減)となりました。

また、団体保険の保有契約高は1,920億円(前年度末比36.8%減)となり、個人保険及び個人年金保険の保有契約高に団体保険の保有契約高を加えた保有契約高全体では2兆6,712億円(前年度末比6.2%減)となりました。

② 収支及び資産運用の状況

収入面では、保険料等収入は518億円(前年度比73.0%増)となりました。また、資産運用収益は255億円(前年度比2.0%減)となりました。また、責任準備金戻入額が335億円(前年度比85.7%増)となり、その他経常収益を含めた経常収益は1,116億円(前年度比49.6%増)となりました。

支出面では、保険金等支払金は964億円(前年度比58.9%増)となり、責任準備金等繰入額は13億円(前年度比669.0%増)となりました。また、資産運用費用は27百万円(前年度比14.7%増)、事業費は73億円(前年度比9.7%減)となり、その他経常費用を含めた経常費用は1,101億円(前年度比52.4%増)となりました。

以上の結果、経常利益は14億円(前年度比36.6%減)となりました。

経常利益に価格変動準備金繰入額3億円を含む特別損失、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税、法人税等調整額を加算減算した結果、当期純利益は5億円(前年度比41.0%減)となりました。

なお、生命保険本業の期間収益を示す指標である基礎利益は△12百万円(前年度比101.3%減)となりました。

③ 資産・負債の状況

総資産は、前年度末から321億円減少し、1兆8,886億円(前年度末比1.7%減)となりました。主な内訳は、公社債1兆7,823億円であり、総資産構成比は94.4%です。

責任準備金は335億円の戻入となり、当年度末の責任準備金の残高は1兆7,800億円(前年度末比1.8%減)となりました。なお、責任準備金のうち、保険料積立金は平準純保険料式により計算しています。また、価格変動準備金へは3億円を繰り入れ、当年度末の価格変動準備金の残高は100億円(前年度末比3.7%増)となりました。

(4) 会社が対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、不安定な金融資本市場や厳しい販売競争、少子高齢化の進展などにより、厳しさが増えています。特にマイナス金利政策の影響は大きく、2016年度以降、貯蓄性商品について販売休止や商品性の見直しを行った結果、販売量が減少し、当社の事業運営は大きな転換期を迎えました。こうした環境の中でこそ、当社はお客さまに安心を提供する生命保険会社として、安定的かつ永続的に事業を運営していくことが求められていることを改めて認識しており、以下の課題に対処していきます。

当社では、金融機関窓販において貯蓄性一時払商品を中心に販売してきた結果、収益に占める利差益の割合が高く市場環境の影響を受けやすい収益構造となっており、安定的な事業運営を行う上でリスクを包含していると認識しています。そのため、従来より、保障性平準払商品の拡販を行い、収益の源泉の多様化による収益面での構造改革を中長期的な時間軸の中で進めてきました。今後も、引き続き、バランスの取れた商品ポートフォリオの構築による収益の安定化を図るべく、チャネルごとに次の対応を進めていきます。

金融機関代理店チャンネルについては、定期保険や医療保険といった保障性商品の取扱代理店の増店と各代理店における販売スキルの向上に取り組み、中期的な成長ドライバーとすべく、営業を展開していきます。また、保障性商品の拡販に加え、10月に発売した利率更改型一時払終身保険をはじめとした貯蓄性商品についても、リスク管理に留意したうえで、安定的な供給を行い、引き続き販売量の増加を目指します。一般代理店チャンネルについては、保障性商品の販売に関するスキルを活かし、引き続き保障性商品の保有契約増加へ向けて、その活性化に努めていきます。

これらにより、保障性商品の保有契約高を積み増し、金利環境に左右されないバランスの取れた収益構造を構築するとともに、貯蓄性商品を安定的に供給することで収益の確保を目指していきます。あわせて、事業を運営していく上での適正な計画の策定と事業費管理の徹底や、適切なリスク管理の下での運用手段の多様ななどを通じて収益力の改善に努めていきます。

経営管理面では、統合的リスク管理の推進により、安定した利益の確保や財務の健全性の向上を図り、お客さまへより一層の安心とさらなる付加価値の提供に努めています。コンプライアンスについても、役職員のコンプライアンス意識のさらなる向上を図るとともに、各種法令対応を適切に行ってまいります。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」にもとづき、引き続き態勢整備を進めていきます。

フコク生命グループでは、企業活動の原点をグループ共通の価値観である「お客さま基点」とし、お客さまをはじめあらゆるステークホルダーとの接点におきまして、「お客さま基点」をベースに丁寧な取組みに努めることで、経営の差別化を図っています。当社におきましては、チャンネルや商品の構成上、ご高齢の方との接点が多いことから、特にお客さまサービスの分野におきまして、その特性に配慮した業務運営態勢等の構築に努めてきました。引き続き『「お客さま基点」の業務運営方針』のもと、ご高齢の方はもとより、すべてのお客さまの利便性の向上に資する取組みを推進し、差別化を図ってまいります。加えて、『「お客さま基点」の業務運営方針』にもとづく取組状況や「お客さま総合満足度」について定期的に公表し、お客さまに当社の企業活動をご理解いただけるよう努めていきます。

このように、経営の差別化を進めるとともに企業体質を強化することで企業品質の向上を図り、お客さまの生活をはじめ社会の一翼を担う存在となるべく努めていきます。

2 契約者懇談会開催の状況

2018年度は開催していません。

3 お客さまからのお申出と苦情の状況

(1) お客さまからのお申出(各種ご請求・相談など)と苦情の状況

当社では、お客さまサービス室内にお客さまからの電話によるご相談窓口として「お客さま相談窓口」を設置し、さまざまなご請求・ご相談・ご要望にお応えしています。

また、「お客さまの声」を直接会社に届けていただくことを目的とし、「お客さまの声はがき」を新契約の保険証券お届け時に同封しています。

2018年度のお申出・苦情の状況については、以下のとおりです。

お申出・苦情の件数

申出項目	2017年度			2018年度		
	申出	苦情	合計	申出	苦情	合計
1. 新契約(資料請求など)	5,391	345	5,736	3,864	228	4,092
2. 収納関係(保険料の払込みなど)	4,463	486	4,949	4,163	397	4,560
3. 保全関係(住所変更、解約、契約者貸付など)	42,955	877	43,832	44,830	594	45,424
4. 保険金・給付金関係(請求および支払など)	9,271	222	9,493	13,364	323	13,687
5. 控除証明など	2,155	45	2,200	1,967	20	1,987
6. その他	7,060	753	7,813	7,394	839	8,233
合計	71,295	2,728	74,023	75,582	2,401	77,983

2017年度と比べ、申出件数は全体で4,287件増加となりましたが、苦情件数は全体で327件の減少となっています。

申出項目別では主に、年金の支払件数の増加が影響していると考えられる「4.保険金・給付金関係(請求および支払など)」の申出・苦情件数が増加となりました。

(2) 「お客さまの声」を活かした取組み(苦情からの改善事例)

当社では、『「お客さま基点」の業務運営方針』のもと「お客さまの声」を幅広く取り入れ、お客さまの立場に立った業務の改善に活かす取組みを最重要課題と位置付けています。お客さま相談窓口や代理店などによせられたご意見・ご要望、さらに苦情も含めて当社の貴重な財産と認識し、お客さま満足度の高い企業へ向けた取組みに反映させるよう努めています。

その一例として、当社の商品・サービスの向上と業務の改善を目的として立ち上げた、お客さまの声委員会において、定期的に「お客さまの声」への対応状況をP(計画)・D(実行)・C(評価)・A(改善)サイクルに沿ってチェックしながら、「お客さまの声」を業務改善に活かす取組みを行っています。

「お客さまの声」を活かして業務改善した事例は以下のとおりです。

★お申出：「生命保険料控除証明書」はいつ発送となるのか。早く送ってほしい。

☆改善内容：発送までの処理プロセスを見直し、払込方法別に従来より発送時期を早めました。また、再発行については、当社ホームページ内の「お手続きフォーム」を広く認識いただくため、QRコード付きのご案内チラシを作成し、8月に送付する「ご契約内容のお知らせ」に同封しました。「お手続きフォーム」では、時間を問わず再発行のお手続きが可能です。(お手続きフォーム受付期間：11月～3月)

★お申出：解約したのに口座から保険料が引き去られた。

☆改善内容：当社から金融機関に口座振替依頼をした後(毎月中旬)に解約手続きをされた場合は、振替停止ができないため、翌月中旬に返金となります。上記についてご納得いただけるよう、解約請求書送付時のご案内文書を分かりやすい記載内容へ改訂いたしました。

4 金融ADR制度について

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、裁判外紛争解決手続のことで、身の回りで起こるトラブルに対し、裁判ではなく、中立・公正な立場で第三者が介在し柔軟な解決を図る手続です。

生命保険業務に関する指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会となっており、当社は2010年10月から(一社)生命保険協会との間で、紛争解決等手続に関する「手続実施基本契約」を締結しています。

当社では、お客さまからの苦情のお申し出を承った場合は、迅速・誠実に対応し、適正な解決を図るように努めていますが、当社の対応で解決にいたらない場合は、お客さまのご判断により、指定紛争解決機関にお申し出いただくこともできます。

(一社)生命保険協会の生命保険相談所では、生命保険に関するさまざまなご相談やご照会、苦情をお受けしています。

生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、生命保険相談所内に設置された裁定審査会に申し立てることができます。詳しくは、(一社)生命保険協会のホームページでご覧いただけます。

(一社)生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

5 ご契約者に対する情報提供の実態

(1) 経営活動に関する情報提供

① ディスクロージャー誌などによる情報提供

経営の内容に関する現状のご報告資料として、「フコクしんらいレポート」(本誌)を毎年作成しています。本誌は、当社本社ならびに主要な代理店に常時備え置くとともに、生命保険協会など関係機関へも配付しています。さらに、本誌を当社ホームページにも掲示し、広く閲覧いただけるよう対応しています。

また、ご契約者へ年1回ご送付しています「ご契約内容のお知らせ」とともに、直近の主要業績などを記載した「営業のご案内」をお送りしています。

(フコクしんらいレポート)



(営業のご案内)



② ホームページによる情報提供

当社では、ホームページを通じて、保険金・給付金等のご請求手続のご案内、取扱商品のご案内、経営内容に関する情報とともに、当社をよりご理解いただくためのコンテンツをご提供しています。また、「ニュースリリース」や「お知らせ」では当社に関する情報も随時発信しています。

ホームページアドレス <https://www.fukokushinrai.co.jp/>

(ホームページ)



パソコン版

スマートフォン版

(2) ご契約に関する情報提供

① ご契約前の情報提供

個別商品に関する特徴やしきみについては、商品パンフレット、契約概要、保険設計書にてご説明しています。ご契約の際には、ご確認いただきたい重要事項について平易に解説した「ご契約のしおり・約款」をお渡しし、注意喚起情報・お客さまの個人情報に関する重要事項についてご確認いただくとともに、「意向確認書」を用いて、お申し込みいただく保険商品がお客さまのご意向（ニーズ）に合致するものであることを保険契約の締結前に最終的にお客さまにご確認いただくこととしています。

(商品パンフレット)



(商品パンフレット)



(ご契約のしおり・約款)



② ご契約後の情報提供

ご契約締結後は、以下のような情報提供を行っています。

保険料のお払込みにに関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料口座振替についてのご案内(年払、半年払) ・口座振替再請求のご案内 ・保険料振替貸付のご案内
保険契約の状況に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約内容のお知らせ ・生命保険契約失効のご案内 ・保険料振替貸付金残高のお知らせ ・保険期間満了のお知らせ ・更新のご案内
貸付金に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・利息繰入のご案内
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険料控除証明書
満期保険金・年金・祝金等に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・各種手続のご案内

③ ご契約内容などに関する情報提供

ご契約者からのご照会については、「お客さま相談窓口」で承っています。

ご契約内容はもとより、解約返戻金などの試算、貸付金の残高など、ご契約に関するさまざまな内容・お手続きについてご照会いただけます。

<お客さま相談窓口>

電話番号：0120-700-651 ※通話料無料

受付時間：9:00～18:00(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

6 商品に関する情報およびデメリット情報の提供の方法

ご契約者が、生命保険商品および制度についてご存じなかったことにより、不利益を被ることがないように、ご契約者に是非ご理解いただきたい情報については、ご契約の際にお渡しする「ご契約のしおり・約款」および「注意喚起情報」に記載しています。主なものは以下のとおりです。

クーリング・オフ制度 申込者または保険契約者は、つぎの表に記載したご契約ごとの期間であれば、書面(郵送)によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

ご契約	期間
「責任開始期に関する特約」を付加するご契約	ご契約の申込日からその日を含めて8日以内
「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約	ご契約の申込日または第1回保険料(充当金)の領収日(当社指定の金融機関口座へお振り込みいただいた場合、指定口座への着金日)のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内

ただし、当社の指定した医師の診査を受けた場合や法人を保険契約者とする保険契約などの場合は、クーリング・オフの取扱いはできません。

告知義務・告知義務違反 保険会社にご契約を引き受ける場合、お客さまに過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態、ご職業などについて書面(告知書)にておたずねし、ありのままを正確にもれなくお知らせいただくことになっています。これを告知義務といいます。告知をされる際に、事実と異なることを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあります。

保険金・給付金などが支払われない場合 ご契約が継続していても保険金・給付金などが支払われない場合があります。たとえば、①被保険者が契約日または復活日から3年以内に自殺したとき②保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき③戦争その他の変乱によって死亡したとき(ただし、死亡した被保険者の数によっては全額または削減して支払うことがあります。)などの場合には、保険金・給付金などは支払われません。

ご契約の失効 保険料のお払込みがなく、お払込みの猶予期間を過ぎた場合、猶予期間の満了日の翌日からご契約は効力を失います。この場合、保険金・給付金などが支払われなくなります。なお、ご契約の保険種類によっては、保険料のお払込みがなく、お払込みの猶予期間を過ぎた場合でも、特に反対のお申出がない限り、解約返戻金の範囲内で自動的に保険料を立て替え、ご契約を有効に存続させる制度があります。

解約返戻金 ご契約が解約された場合などに、保険契約者にお支払いする返戻金をいいます。生命保険では、お払い込みいただいた保険料のうち、一部は保険金などの支払いに、一部はご契約を管理する費用などに充てられており、解約されますと解約返戻金は多くの場合、払い込んだ保険料より少なく、特に短期間ですと解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかな額となります。

7 代理店教育・研修の概略

(1) 代理店教育の基本的考え方

当社では『お客さま基点』の業務運営方針のもと、生命保険商品・サービスの提供に際し、お客さまの最善の利益を実現するためには、お客さまのニーズを的確に捉え、必要な情報を適切に分かりやすくご提供することが重要であると考えています。この認識のもと、生命保険商品やご提供しているサービスに関する知識はもちろんのこと、コンプライアンス、社会保障制度やライフプランニングなど、お客さまにご提案を行ううえで必要となる知識・技術を習得できるよう、代理店に対し、定期的・継続的に教育・研修を実施しています。これからも、知識・技術の質を高め、お客さまに高い価値をご提供できるよう努めます。

(2) 業界共通教育

初めて代理店(募集人)となるには、所定の研修を受け、その後生命保険協会が実施する一般課程試験に合格し、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります。当社では、業界共通教育カリキュラムにもとづき、一般課程試験の合格に向けた「登録前研修」と、実践販売の基礎を習得する「登録後研修」を実施しています。

その後、段階に応じて、専門・応用・大学課程各試験への取組みを推進し、より幅広い知識の習得と販売技術の向上を目指すよう指導しています。

また、生命保険協会は2009年4月に、生命保険募集人が募集活動を行うにあたり、「お客さま重視・法令等遵守」の視点を持ち続けていくために、毎年継続・反復的に教育を受けていく仕組みとして「継続教育制度」を新設しました。当社では、継続教育制度標準カリキュラムにもとづき、より効果的な研修体系を用意し、生命保険募集人が「お客さま重視・法令等遵守」の視点にもとづいた行動をとることができるよう努めています。

(3) 当社独自研修

① 金融機関代理店向け研修

全国の信用金庫に対して、フコク生命千葉ニュータウン研修センターにおいて、研修会を実施しています。

イ. 新任窓販担当者研修

金庫本部の新たに実務担当者となられた方を対象とした、商品・事務・コンプライアンスに係る基本的な知識等の習得を通じ、生保窓販の全体像を把握する研修会です。2018年度は1回実施し、44金庫44名の参加となりました。

ロ. 監査・検査部門担当者研修

金庫本部の監査・検査部門および生保窓販担当部門の役席者・責任者の方を対象とした、外部講師(弁護士など)による講演や他金庫との情報交換などを通じ、コンプライアンスおよび監査・検査時の課題・ポイントを理解する研修会です。2018年度は2回実施し、のべ106金庫118名の参加となりました。

② 一般代理店向け研修

業界共通教育に加え生命保険商品の販売に必要となる、幅広い知識や販売技術の習得に向けた研修を実施しています。

イ. 基礎知識編

フコクしんらい生命の商品・各種事務(新契約・保全)、公的制度(医療・年金)、税務の基礎知識、コンプライアンス

ロ. 販売スキル編

顧客情報取得の重要性、ライフプランニング、保険証券の分析、必要保障額とアプローチの方法、設計書作成方法、プレゼンテーションの仕方



8 新規開発商品の状況

当社では、1996年10月の開業当時から、お客さまの多様なニーズにお応えすべく豊富な商品ラインナップを取り揃え、個々のお客さまによりフィットした自由な商品設計ができるよう努めています。

- ① 企業・団体の弔慰金・死亡退職金などを確かなものとし、福利厚生制度の充実にお役立ていただくための総合福祉団体定期保険(1996年12月発売)
- ② 期間の経過とともに責任が増加するというお客さまのために、保険料が一定で保障額が逦増していく逦増定期保険(1997年10月発売)
- ③ 解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約を長期に継続することを支援する5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険および無配当低解約返戻金型終身保険(2000年5月発売)
- ④ 病気やケガで入院したとき、入院日数に応じて給付金をお支払いする無配当医療保険(2001年1月発売)
- ⑤ お申込みに際して告知や診査を不要とした低解約返戻金型終身保険(無選択型)(2003年12月発売)
- ⑥ 保障を月額で考え、合理的な保障内容をご提供する収入保障保険(2004年9月発売)
- ⑦ 解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約を長期に継続することを支援する低解約返戻金型長期定期保険(2005年7月発売)
- ⑧ 金融機関窓口販売商品として、資産形成や老後の資金ニーズにお応えする3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険(2008年4月発売)
- ⑨ 金融機関窓口販売商品として、加入時の金利情勢に応じた積立利率により増加した積立金額にもとづき、所定の年金をお支払いする積立利率変動型個人年金保険(2008年6月発売)
- ⑩ 所定の悪性新生物(がん)と診断されたときに保険金を前払いするがん保障定期保険特約(2008年10月発売)
- ⑪ 収入保障保険のバージョンアップ型として、解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約を長期に継続することを支援する低解約返戻金型収入保障保険および低解約返戻金型収入保障特約(2009年4月発売)
- ⑫ 余命6ヵ月以内と判断された場合に所定の保険金をお支払いするリビング・ニーズ特約のバージョンアップ型として、お支払いの対象となる保険種類の範囲をより拡大したリビング・ニーズ特約(2009)(2009年4月発売)
- ⑬ 「1日以上入院」、「公的医療保険制度上の手術」、「生活習慣病」や「先進医療」に対する保障を用意するなど、最新の医療の現状に対応した解約返戻金抑制型医療保険(2011年4月発売)
- ⑭ 金融機関窓口販売商品として、5年ごとに医療費の補填など自由に活用できる生存給付金が受け取れる生存給付金特約付解約返戻金抑制型医療保険(2012年7月発売)
- ⑮ 金融機関窓口販売商品として、大切なお子さまの教育資金を効率よく準備したいというニーズにお応えする学資保険(2015年4月発売)
- ⑯ 認知症と診断確定されたときに認知症診断給付金をお支払いし、公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたときなどに介護保険金をお支払いする介護保障定期保険特約(2018年4月発売)
- ⑰ お申込みに際して告知や診査を不要とすることで、幅広いお客さまに対して、相続対策や資産形成のニーズに応えることができる利率更改型一時払終身保険(2018年10月発売)
- ⑱ 金融機関窓口販売商品のうち、第1回保険料を口座振替する契約について、保険契約のお申込みを受けた時または被保険者の告知の時のいずれか遅い時から責任開始する仕様へ変更する責任開始期に関する特約(2019年4月発売)

9 主な保険商品一覧(2019年4月2日現在)

(1) 主な個人向け商品

契約年齢の範囲内でも、ご契約内容などによりご加入いただけない場合がありますので、ご注意ください。

【金融機関の窓口でお取り扱いしている商品】

主なご利用の目的	保険種類	販売名称	契約年齢範囲
セカンドライフのための備えをお考えの方に	3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険〈積立型〉		0歳～65歳
もしものときの備えを生涯にわたり確保したいとお考えの方に	5年ごと利差配当付終身保険〈一時払型〉		15歳～85歳
	利率更改型一時払終身保険		15歳～79歳
もしものときの備えと悪性新生物(がん)や認知症・介護への備えをお考えの方に	定期保険 (がん保障定期保険特約・介護保障定期保険特約付)		15歳～70歳
病気やけがによる入院などへの備えをお考えの方に	解約返戻金抑制型医療保険		0歳～75歳 (契約年齢0歳は、生後15日以上)

(注)取扱商品は金融機関により異なる場合があります。

【一般代理店でお取り扱いしている商品】

主なご利用の目的	保険種類	販売名称	契約年齢範囲
もしものときの備えを生涯にわたり確保したいとお考えの方に	5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険		15歳～65歳
	利率更改型一時払終身保険		15歳～79歳
年齢などの理由で保険加入をあきらめていた方に	長寿祝金支払特則付低解約返戻金型終身保険(無選択型)		50歳～80歳
もしものときの備えを割安な保険料で確保したいとお考えの方に	定期保険		6歳～75歳
	低解約返戻金型長期定期保険		
もしものときの毎月の生活資金を確保したいとお考えの方に	低解約返戻金型収入保障保険		15歳～75歳
大切なお子さまの教育資金などの準備をお考えの方に	5年ごと利差配当付こども保険		被保険者： 0歳～9歳 保険契約者： 20歳～60歳
病気やけがによる入院などへの備えをお考えの方に	解約返戻金抑制型医療保険		0歳～80歳 (契約年齢0歳は、生後15日以上)

(注)取扱商品は代理店により異なる場合があります。

(2) 主な特約

特約によっては、保険種類やご契約内容などにより付加することができない場合がありますので、ご注意ください。

① 保障を充実させるための特約

主なご利用の目的	特約名
もしものときの備えをより充実させたいとお考えの方に	平準定期保険特約
もしものときの毎月の生活資金を確保したいとお考えの方に	低解約返戻金型収入保障特約
3大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)への備えをお考えの方に	特定疾病保障定期保険特約
悪性新生物(がん)への備えをお考えの方に	がん保障定期保険特約
認知症・介護への備えをお考えの方に	介護保障定期保険特約

② 災害保障を追加するための特約

主なご利用の目的	特約名
災害による死亡・高度障害状態への備えをお考えの方に	災害割増特約
災害による死亡・身体障害への備えをお考えの方に	傷害特約

③ 死亡・高度障害状態の保障を他の保障に移行させるための特約

主なご利用の目的	特約名
終身保険などについて、生涯にわたる保障に代えて年金で受け取ることをお考えの方に	5年ごと利差配当付年金支払移行特約

④ 生存中に保険金を受け取るための特約

主なご利用の目的	特約名
余命6ヵ月以内と判断されたときに所定の保険金を受け取ることをお考えの方に	リビング・ニース特約(2009)

(3) 解約返戻金抑制型医療保険専用の特約

特約によっては、ご契約内容などにより付加することができない場合がありますので、ご注意ください。

主なご利用の目的	特約名
がん、糖尿病、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患の七大生活習慣病への備えをお考えの方に	七大生活習慣病特約
がん、脳卒中、急性心筋梗塞への備えをお考えの方に	三大疾病入院一時金特約
先進医療への備えをお考えの方に	先進医療特約
在宅治療への備えをお考えの方に	特定在宅治療支援特約

上記(1)～(3)の説明内容は主な個人向け商品(主契約・特約)の概要をご説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面」(または「ご契約の概要」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」)、「ご契約のしおり・約款」などを必ずご覧ください。

(4) 企業・団体向け商品

名称	特徴
総合福祉団体定期保険	団体(会社・協同組合等)の定める福利厚生規程(弔慰金・死亡退職金規程など)の円滑な運営とともに、所属員の遺族および所属員の生活保障を目的とする全員加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、団体の福利厚生規程に準拠した死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。
団体定期保険(Bグループ保険)	団体の所属員を被保険者とし、遺族および所属員の生活保障を目的とする任意加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。また、特約を付加することにより所属員のお子さまも被保険者になれます。
団体信用生命保険	賦払債務者を被保険者とし、銀行、信用保証会社などの信用供与機関または信用保証機関をご契約者とする団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、被保険者にかわって債務残高相当額をご契約者にお支払いします。

10 情報システムに関する状況

申込書の処理や保険金のお支払い、決算などの事務処理で使用する基幹システムを2017年10月に刷新し、以降順調に稼働しています。このシステムを基盤として、信用金庫代理店向け新契約申込手続きのペーパーレス化の開発を行っているほか、代理店向けのシステムの充実など、お客さまならびに代理店の利便性の向上に取り組んでいます。

11 保険金・給付金のお支払状況について

2018年度に保険金等をお支払いしたご契約は、保険金1,105件、給付金7,440件となりました。一方で、適正な支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断したご契約は、保険金7件、給付金354件でした。

■保険金等のお支払件数、お支払非該当件数および内訳

(2018年度)

区 分	2018年度		
	保 険 金	給 付 金	合 計
詐欺による取消	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0
告知義務違反による解除	0	13	13
重大事由による解除	0	1	1
免責事由に該当	2	11	13
支払事由に非該当	5	329	334
その他	0	0	0
お支払非該当件数合計	7	354	361
お支払件数	1,105	7,440	8,545

(参考：2017年度)

2017年度		
保 険 金	給 付 金	合 計
0	0	0
0	0	0
0	4	4
0	0	0
4	4	8
2	298	300
0	0	0
6	306	312
1,074	7,083	8,157

(注)上記実績はご請求種類ごとに集計した、個人保険・団体保険の合計です。ご請求内容によっては、1契約で複数の件数を集計する場合があります。

■用語のご説明

詐欺による取消	契約者または被保険者の詐欺により保険契約が締結(または復活)された場合、保険契約は取消となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
不法取得目的による無効	契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結(または復活)した場合、保険契約は無効となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
告知義務違反による解除	契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や事実でないことを告知された場合には、ご契約が告知義務違反により解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
重大事由による解除	保険金等を詐取する目的で事故を起こした場合や、保険金等の請求に関して詐欺行為があった場合、ご契約が解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
免責事由に該当	約款に規定されている「保険金・給付金を支払わない場合」(免責事由)に該当した場合は、保険金等の支払事由に該当してもこれをお支払いすることはできません。免責事由は、ご契約の保険種類や加入時期によって異なります。
支払事由に非該当	保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合です。したがって、支払事由に該当しない場合は、保険金等をお支払いできません。

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	179,458	196,692	100,209	74,609	111,632
経常利益	4,754	3,294	3,197	2,348	1,488
基礎利益	2,757	2,491	2,566	955	△ 12
当期純利益	1,086	1,651	1,709	849	501
資本金総額	30,999	30,999	60,999	60,999	60,999
発行済株式の総数	552千株	552千株	886千株	886千株	886千株
総資産	1,743,220	1,870,142	1,925,579	1,920,803	1,888,614
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	1,685,569	1,803,241	1,831,640	1,813,585	1,780,050
貸付金残高	3,393	3,375	3,386	3,551	3,639
有価証券残高	1,677,441	1,804,290	1,825,869	1,809,172	1,784,807
ソルベンシー・マージン比率	617.2%	677.0%	921.3%	947.2%	978.1%
従業員数	237名	255名	259名	258名	265名
保有契約高	2,856,200	2,951,943	2,911,844	2,847,975	2,671,211
うち個人保険	1,008,306	1,099,178	1,126,003	1,099,368	1,118,674
うち個人年金保険	1,409,939	1,482,242	1,491,409	1,444,561	1,360,512
うち団体保険	437,954	370,522	294,432	304,046	192,025

(注) 1. 資本金総額は、資本金と資本準備金の合計を記載しています。

2. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

V 財産の状況

1 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	年 度		科 目	年 度	
	2017年度末 (2018年3月31日現在)	2018年度末 (2019年3月31日現在)		2017年度末 (2018年3月31日現在)	2018年度末 (2019年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	85,789	80,430	保険契約準備金	1,816,996	1,784,778
現 金	0	0	支 払 備 金	2,871	4,262
預 貯 金	85,789	80,430	責 任 準 備 金	1,813,585	1,780,050
有 価 証 券	1,809,172	1,784,807	契 約 者 配 当 準 備 金	539	465
国 債	866,293	833,442	代 理 店 借	70	117
地 方 債	413,578	405,889	再 保 険 借	18	33
社 債	528,812	543,008	そ の 他 負 債	13,572	11,579
株 式	207	163	未 払 法 人 税 等	326	—
そ の 他 の 証 券	280	2,303	未 払 金	59	191
貸 付 金	3,551	3,639	未 払 費 用	686	755
保 険 約 款 貸 付	3,551	3,639	預 り 金	15	15
有 形 固 定 資 産	210	265	リ ー ス 債 務	12,438	10,550
建 物	120	112	資 産 除 去 債 務	30	30
その他の有形固定資産	89	153	仮 受 金	15	35
無 形 固 定 資 産	14,450	12,215	退 職 給 付 引 当 金	1	—
ソ フ ト ウ ェ ア	3,126	2,542	特 別 法 上 の 準 備 金	9,722	10,078
リ ー ス 資 産	11,226	9,532	価 格 変 動 準 備 金	9,722	10,078
その他の無形固定資産	97	140	繰 延 税 金 負 債	497	733
代 理 店 貸	0	1	負 債 の 部 合 計	1,840,879	1,807,320
再 保 険 貸	54	54	(純資産の部)		
そ の 他 資 産	7,575	7,199	資 本 金	35,499	35,499
未 収 金	2,008	1,922	資 本 剰 余 金	25,499	25,499
前 払 費 用	1,080	928	資 本 準 備 金	25,499	25,499
未 収 収 益	4,206	4,064	利 益 剰 余 金	8,434	8,935
預 託 金	275	275	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,434	8,935
仮 払 金	2	8	繰 越 利 益 剰 余 金	8,434	8,935
貸 倒 引 当 金	△ 0	△ 0	株 主 資 本 合 計	69,434	69,935
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,490	11,358
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	10,490	11,358
			純 資 産 の 部 合 計	79,924	81,293
資 産 の 部 合 計	1,920,803	1,888,614	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,920,803	1,888,614

2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2017年度	2018年度
		(2017年4月 1日から 2018年3月31日まで)	(2018年4月 1日から 2019年3月31日まで)
		金 額	金 額
経	常	74,609	111,632
保	料 等 収 入	29,967	51,844
	保 険 料 収 入	29,767	51,748
	再 保 険 収 入	200	96
資	産 運 用 収 益	26,032	25,515
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	24,532	23,964
	有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	24,407	23,836
	貸 付 金 利 息	125	127
	有 価 証 券 売 却 益	1,500	1,551
	貸 倒 引 当 金 戻 入 額	-	0
そ	の 他 経 常 収 益	18,609	34,272
	年 金 特 約 取 扱 受 入 金	8	9
	保 険 金 据 置 受 入 金	533	725
	責 任 準 備 金 戻 入 額	18,055	33,534
	そ の 他 の 経 常 収 益	12	2
経	常	72,260	110,144
保	險 金 等 支 払 金	60,700	96,472
	保 険	6,268	6,170
	年 給	1,427	39,164
	解 約 付 戻 金	13,068	13,664
	そ の 他 返 戻 金	39,716	37,236
	再 保 険 料	46	85
	再 保 険 料	172	151
責	任 準 備 金 等 繰 入 額	180	1,391
	支 払 備 金 繰 入 額	180	1,391
	契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	0	0
資	産 運 用 費 用	24	27
	支 払 利 息	16	27
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	-
	そ の 他 の 運 用 費 用	7	-
事	業 費 用	8,136	7,349
そ	の 他 経 常 費 用	3,219	4,903
	保 険 金 据 置 支 払 金	429	580
	税 減 価 償 却 費	703	816
	退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	2,084	3,505
	そ の 他 の 経 常 費 用	1	-
		0	0
経	常	2,348	1,488
特	別 損 失	672	425
	固 定 資 産 等 処 分 損	4	69
	特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	359	355
	価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	359	355
	シ ス テ ム 移 行 費 用	308	-
契	約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	336	337
税	引 前 当 期 純 利 益	1,339	725
法	人 税 及 び 住 民 税	688	323
法	人 税 等 調 整 額	△ 197	△ 99
法	人 税 等 合 計	490	224
当	期 純 利 益	849	501

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	
	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	1,339	725
減価償却費	2,084	3,505
支払備金の増減額(△は減少)	180	1,391
責任準備金の増減額(△は減少)	△ 18,055	△ 33,534
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	336	337
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0	△ 0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 0	△ 1
価格変動準備金の増減額(△は減少)	359	355
利息及び配当金等収入	△ 24,532	△ 23,964
有価証券関係損益(△は益)	△ 1,500	△ 1,551
支払利息	16	27
有形固定資産関係損益(△は益)	3	10
代理店貸の増減額(△は増加)	3	△ 1
再保険貸の増減額(△は増加)	△ 53	△ 0
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 1,604	257
代理店借の増減額(△は減少)	△ 28	47
再保険借の増減額(△は減少)	1	14
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	1,027	170
その他	329	658
小 計	△ 40,092	△ 51,551
利息及び配当金等の受取額	24,739	24,133
利息の支払額	△ 16	△ 27
契約者配当金の支払額	△ 395	△ 412
法人税等の支払額	△ 634	△ 660
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,398	△ 28,518
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 86,736	△ 64,261
有価証券の売却・償還による収入	104,755	91,230
貸付けによる支出	△ 1,798	△ 865
貸付金の回収による収入	1,623	302
その他	9	△ 5
資産運用活動計	17,853	26,400
(営業活動及び資産運用活動計)	(1,455)	(△ 2,117)
有形固定資産の取得による支出	△ 55	△ 81
無形固定資産の取得による支出	△ 772	△ 243
その他	△ 7	△ 1
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,017	26,074
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△ 1,526	△ 2,915
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,526	△ 2,915
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 908	△ 5,358
現金及び現金同等物期首残高	86,697	85,789
現金及び現金同等物期末残高	85,789	80,430

(注)現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクが負わない、取得日から概ね3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4 株主資本等変動計算書

2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本 合計	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	35,499	25,499	25,499	7,585	7,585	68,584	10,487	10,487	79,072
当 期 変 動 額									
当期純利益				849	849	849			849
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							2	2	2
当期変動額合計				849	849	849	2	2	851
当 期 末 残 高	35,499	25,499	25,499	8,434	8,434	69,434	10,490	10,490	79,924

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本 合計	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	35,499	25,499	25,499	8,434	8,434	69,434	10,490	10,490	79,924
当 期 変 動 額									
当期純利益				501	501	501			501
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							868	868	868
当期変動額合計				501	501	501	868	868	1,369
当 期 末 残 高	35,499	25,499	25,499	8,935	8,935	69,935	11,358	11,358	81,293

注記事項

(貸借対照表関係)

2017年度末	2018年度末
<p>1. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産(リース資産を除く) <ul style="list-style-type: none"> 定率法(ただし、建物(平成28年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。 なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。 <p>3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。</p> <p>5. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>7. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 <p>8. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ソフトウェア <ul style="list-style-type: none"> 利用可能期間に基づく定額法によっております。 (2) リース資産 <ul style="list-style-type: none"> リース期間に基づく定額法によっております。 <p>9. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>10. 当事業年度において基幹システムである保険契約管理システムを新システムへ移行し、予備として並行稼働している旧システムの稼働期限が決定したことに伴い、旧システムの耐用年数を見直し、将来にわたって変更しております。</p> <p>これにより、従来の方と比べて当事業年度の減価償却費が121百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ121百万円減少しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産(リース資産を除く) <ul style="list-style-type: none"> 定率法(ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。 なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。 <p>3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>4. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>6. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 <p>7. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ソフトウェア <ul style="list-style-type: none"> 利用可能期間に基づく定額法によっております。 (2) リース資産 <ul style="list-style-type: none"> リース期間に基づく定額法によっております。 <p>8. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>なお、当期より販売開始した利率更改型一時払終身保険について、ALM運用を行うことを目的として、新たに小区分を設定しております。この変更による貸借対照表及び損益計算書への影響はありません。</p>

2017年度末

11. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	85,789	85,789	—
有価証券として取扱わない現金及び預貯金	85,789	85,789	—
有価証券	1,809,172	1,990,169	180,997
満期保有目的の債券	478,589	577,744	99,155
責任準備金対応債券	1,038,452	1,120,294	81,841
その他有価証券	292,130	292,130	—
貸付金	3,551	3,551	△ 0
保険約款貸付	3,551	3,551	△ 0

- (1) 現金及び預貯金〔金融商品に関する会計基準〕(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを除く)

現金及び預貯金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 有価証券(預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)

- ・市場価格のある有価証券
3月末日の市場価格等によっております。
- ・市場価格のない有価証券
主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。

- (3) 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

12. 貸付金のうち、破綻先債権額は11百万円であります。なお、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未取利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

13. 有形固定資産の減価償却累計額は248百万円であります。

14. 関係会社に対する金銭債権の総額は4百万円、金銭債務の総額は115百万円であります。

15. 繰延税金資産の総額は3,718百万円、繰延税金負債の総額は4,040百万円あります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は175百万円あります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金2,722百万円及び保険契約準備金667百万円あります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額4,025百万円あります。

当年度における法定実効税率は28.2%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率36.6%との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減5.1%、住民税均等割2.1%であります。

16. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	598百万円
当期契約者配当金支払額	395百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	336百万円
当期末現在高	539百万円

2018年度末

9. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	80,430	80,430	—
有価証券として取扱わない現金及び預貯金	80,430	80,430	—
有価証券	1,784,807	1,972,121	187,314
満期保有目的の債券	496,898	605,953	109,055
責任準備金対応債券	985,298	1,063,557	78,259
その他有価証券	302,610	302,610	—
貸付金	3,639	3,639	△ 0
保険約款貸付	3,639	3,639	△ 0

- (1) 現金及び預貯金〔金融商品に関する会計基準〕(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを除く)

現金及び預貯金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 有価証券(預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)

- ・市場価格のある有価証券
3月末日の市場価格等によっております。
- ・市場価格のない有価証券
主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。

- (3) 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

10. 貸付金のうち、破綻先債権額は14百万円あります。なお、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未取利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

11. 有形固定資産の減価償却累計額は242百万円あります。

12. 関係会社に対する金銭債権の総額は8百万円、金銭債務の総額は98百万円あります。

13. 繰延税金資産の総額は3,787百万円、繰延税金負債の総額は4,368百万円あります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は152百万円あります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金2,822百万円及び保険契約準備金683百万円あります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額4,361百万円あります。

当年度における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率30.9%との間の差異の主要な内訳は、住民税均等割3.8%、交際費等永久に損金に算入されない項目1.7%及び評価性引当額の増減△3.2%であります。

14. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	539百万円
当期契約者配当金支払額	412百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	337百万円
当期末現在高	465百万円

2017年度末	2018年度末
<p>17. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額はありません。同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は21百万円であります。</p> <p>18. 1株当たりの純資産額は90,197円32銭であります。</p> <p>19. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は2,066百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>20. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1)採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。なお、一部の従業員については退職一時金制度によっており、簡便法により退職給付引当金1百万円及び退職給付引当金繰入額1百万円を計上しております。</p> <p>(2)確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、90百万円であります。</p>	<p>15. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は67百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は24百万円であります。</p> <p>16. 1株当たりの純資産額は91,742円75銭であります。</p> <p>17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は2,023百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>18. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1)採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。</p> <p>(2)確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、93百万円であります。</p>

注記事項

(損益計算書関係)

2017年度	2018年度
<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は387百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券1,453百万円、株式等46百万円であります。</p> <p>3. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は2百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は1百万円であります。</p> <p>4. 1株当たりの当期純利益は958円49銭であります。</p>	<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は354百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券1,528百万円、株式等22百万円であります。</p> <p>3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は67百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は2百万円であります。</p> <p>4. 1株当たりの当期純利益は565円64銭であります。</p>

注記事項

(株主資本等変動計算書関係)

2017年度					2018年度				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：千株)					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：千株)				
	当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数		当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数
発行済株式					発行済株式				
普通株式	886	—	—	886	普通株式	886	—	—	886
合計	886	—	—	886	合計	886	—	—	886

5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末	2018年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	11	14
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
小計 (対合計比)	11 (0.33)	14 (0.40)
正常債権	3,590	3,675
合計	3,602	3,690

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6 リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末	2018年度末
破綻先債権額	11	14
延滞債権額	—	—
3カ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合計 (貸付残高に対する比率)	11 (0.33)	14 (0.41)

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	100,176	102,253
資 本 金 等	69,434	69,935
価 格 変 動 準 備 金	9,722	10,078
危 険 準 備 金	2,161	2,212
一 般 貸 倒 引 当 金	0	0
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	13,064	14,147
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	2,509	2,389
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控 除 項 目	—	—
そ の 他	3,284	3,490
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	21,150	20,907
保 険 リ ス ク 相 当 額 R_1	519	451
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	110	117
予 定 利 率 リ ス ク 相 当 額 R_2	385	378
最 低 保 証 リ ス ク 相 当 額 R_7	—	—
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 R_3	20,328	20,099
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 R_4	426	420
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	947.2%	978.1%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定にもとづいて算出しています。

9 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

- ① 売買目的有価証券の評価損益
該当ありません。

- ② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区 分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿 価額	時価	差 損 益			帳簿 価額	時価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	478,589	577,744	99,155	99,155	-	496,898	605,953	109,055	109,056	1
責任準備金対応債券	1,038,452	1,120,294	81,841	81,984	142	985,298	1,063,557	78,259	78,277	18
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の有価証券	277,614	292,130	14,516	14,607	91	286,890	302,610	15,719	15,733	14
公 社 債	277,393	291,642	14,249	14,341	91	284,683	300,143	15,460	15,474	14
株 式	65	207	142	142	-	51	163	112	112	-
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	156	280	124	124	-	2,156	2,303	147	147	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,794,656	1,990,169	195,513	195,747	234	1,769,087	1,972,121	203,034	203,068	34
公 社 債	1,794,435	1,989,681	195,246	195,480	234	1,766,880	1,969,654	202,774	202,808	34
株 式	65	207	142	142	-	51	163	112	112	-
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	156	280	124	124	-	2,156	2,303	147	147	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	478,589	577,744	99,155	496,603	605,660	109,056
公 社 債	478,589	577,744	99,155	496,603	605,660	109,056
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-	294	292	△ 1
公 社 債	-	-	-	294	292	△ 1
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-

○責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,006,457	1,088,442	81,984	967,503	1,045,780	78,277
公 社 債	1,006,457	1,088,442	81,984	967,503	1,045,780	78,277
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	31,994	31,852	△ 142	17,795	17,776	△ 18
公 社 債	31,994	31,852	△ 142	17,795	17,776	△ 18
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	182,275	196,883	14,607	245,977	261,711	15,733
公 社 債	182,054	196,395	14,341	243,769	259,243	15,474
株 式	65	207	142	51	163	112
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	156	280	124	2,156	2,303	147
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	95,338	95,246	△ 91	40,913	40,899	△ 14
公 社 債	95,338	95,246	△ 91	40,913	40,899	△ 14
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	—	—
非 上 場 国 内 株 式 (店 頭 売 買 株 式 を 除 く)	—	—
非 上 場 外 国 株 式 (店 頭 売 買 株 式 を 除 く)	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	—

責任準備金対応債券について

当社では、金利変動リスクを管理する観点から、保険商品の運用における債券の組み入れにあたり、保険負債のデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度)と債券資産のデュレーションとを概ね一致させる方針としております。

「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)にもとづいて、以下の保険契約群(小区分)を特定し、保有債券の一部を責任準備金対応債券に区分しております。

- ・ 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険(一時払)
- ・ 5年ごと利差配当付終身保険(一時払)
- ・ 利率更改型一時払終身保険

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) ディリバティブ取引の時価情報

- ① 定性的情報
2017年度、2018年度には、取引の実績はありません。
- ② 定量的情報
2017年度末、2018年度末には、取引残高はありません。

10 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
基礎利益 A	955	△ 12
キャピタル収益	1,500	1,551
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	1,500	1,551
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	1,500	1,551
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	2,455	1,539
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	106	50
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	106	50
個別貸倒引当金繰入額	0	0
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△ 106	△ 50
経常利益 A+B+C	2,348	1,488

〈参考〉基礎利益の内訳(三利源)

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度
基礎利益 (①+②+③)	955	△ 12
① 費差損益	△ 3,411	△ 3,993
② 危険差損益	1,481	1,220
③ 利差損益	2,884	2,760

- (注) 1. 「費差損益」は想定した事業費と実際に支出した事業費等の額との差から生じる利益(△は損)です。
 2. 「危険差損益」は想定した保険金・給付金と実際に発生した支払額との差から生じる利益(△は損)です。
 3. 「利差損益」は想定した運用収益と実際の運用収益との差から生じる利益(△は逆ざや)です。

11 計算書類等についての会計監査人による監査

2018年度の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号にもとづき、会計監査人であるきさらぎ監査法人による監査を受けています。

12 財務諸表についての代表者による確認

2018年度における財務諸表作成については、当社代表取締役社長が「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」ならびに「保険業法施行規則」等の関係諸法令に準拠し、適正に表示されていることおよび内部監査が有効に機能していることを確認しています。

VI 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 保有契約高および新契約高

① 保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	2017年度末				2018年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	225,216	0.1	1,099,368	△ 2.4	234,892	4.3	1,118,674	1.8
個人年金保険	398,799	△ 2.8	1,444,561	△ 3.1	378,318	△ 5.1	1,360,512	△ 5.8
団体保険	—	—	304,046	3.3	—	—	192,025	△ 36.8

(注)個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

② 新契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	2017年度						2018年度					
	件 数		金 額				件 数		金 額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	8,226	△ 52.8	23,851	△ 69.5	23,851	—	18,133	120.4	70,869	197.1	70,869	—
個人年金保険	483	△ 97.2	1,210	△ 97.8	1,210	—	247	△ 48.9	657	△ 45.7	657	—
団体保険	—	—	2,555	65.8	2,555	—	—	—	—	△ 100.0	—	—

(注)個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(2) 年換算保険料

① 保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	40,428	△ 1.6	41,567	2.8
個人年金保険	124,431	△ 3.2	120,993	△ 2.8
合 計	164,859	△ 2.8	162,561	△ 1.4
うち医療保障・生前給付保障等	1,718	2.4	1,772	3.1

② 新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度		2018年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	797	△ 72.1	2,609	227.1
個人年金保険	42	△ 98.9	22	△ 46.7
合 計	840	△ 87.4	2,632	213.3
うち医療保障・生前給付保障等	135	55.9	160	18.8

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(3) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保有金額	
			2017年度末	2018年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	1,088,196	1,107,863
		個人年金保険	—	—
		団体保険	304,003	191,985
		その他共計	1,392,199	1,299,848
	災害死亡	個人保険	(68,834)	(65,536)
		個人年金保険	(123,285)	(113,477)
		団体保険	(1,150)	(1,091)
		その他共計	(193,270)	(180,105)
	その他の条件付死亡	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(—)	(—)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	11,172	10,811
		個人年金保険	1,439,527	1,315,536
		団体保険	—	—
		その他共計	1,450,699	1,326,347
	年金	個人保険	(3,511)	(3,451)
		個人年金保険	(240,234)	(227,021)
		団体保険	(5)	(5)
		その他共計	(243,752)	(230,478)
	その他	個人保険	—	—
		個人年金保険	5,034	44,976
		団体保険	43	39
		その他共計	5,077	45,015
入院保障	災害入院	個人保険	(226)	(229)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(5)	(5)
		その他共計	(232)	(235)
	疾病入院	個人保険	(226)	(229)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(226)	(230)
	その他の条件付入院	個人保険	(132)	(128)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(132)	(128)

- (注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
 2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
 3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
 4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
 5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
 6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
 7. 低解約返戻金型終身保険(無選択型)の災害死亡保障は普通死亡欄に計上しています。

(単位：件)

区 分			保有件数	
			2017年度末	2018年度末
障 害 保 障	個人保険	8,087	7,759	
	個人年金保険	11	11	
	団体保険	44,970	92,325	
	その他共計	53,068	100,095	
手 術 保 障	個人保険	48,437	49,276	
	個人年金保険	150	141	
	団体保険	—	—	
	その他共計	48,587	49,417	

(4) 個人保険および個人年金保険契約種別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保有金額	
		2017年度末	2018年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	752,761	763,257
	定 期 保 険	206,874	219,443
	そ の 他 共 計	1,081,361	1,101,674
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	6,764	6,130
	生 存 給 付 金 付 定 期 特 約	70	58
	そ の 他 共 計	9,555	8,715
生 存 保 険		8,451	8,284
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	1,444,561	1,360,512
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	33,350	31,489
	傷 害 特 約	34,130	32,801
	災 害 入 院 特 約	94	88
	疾 病 特 約	94	88
	成 人 病 特 約	2	2
	そ の 他 条 件 付 入 院 特 約	129	125

(注) 1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

(5) 個人保険および個人年金保険契約種別保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区 分		保有契約年換算保険料	
		2017年度末	2018年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	34,987	36,148
	定 期 保 険	1,957	2,000
	そ の 他 共 計	39,208	40,423
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	430	384
	生 存 給 付 金 付 定 期 特 約	2	2
	そ の 他 共 計	714	649
生 存 保 険		504	495
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	124,431	120,993

(6) 契約者配当の状況

① 個人保険・個人年金保険

イ. 配当の対象となる保険種類

当社が販売している個人保険・個人年金保険には、無配当保険、5年ごと利差配当付保険および3年ごと利差配当付保険の3種類があります。このうち、契約者配当の対象となる保険種類は以下のとおりです。

- ・5年ごと利差配当付終身保険
- ・5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
- ・5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険
- ・5年ごと利差配当付養老保険
- ・5年ごと利差配当付こども保険
- ・5年ごと利差配当付個人年金保険
- ・5年ごと利差配当付年金支払移行特約
- ・3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険

ロ. 配当のしくみ

契約者配当は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごと、または3年ごとにお支払いいたします。

そのために、当社は毎年当該事業年度にかかる責任準備金等の運用益が予定した運用益を超えた場合は、当社の定める利差益配当率にもとづく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が予定した運用益を下回った場合は、それまでに積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当準備金は、配当金としてお支払いを約束するものではなく、今後の運用実績等によって変動します。

なお、利差益配当率は以下のとおりです。

対象となる保険契約			利差益配当率	
			2017年度	2018年度
5年ごと 利差配当付保険	年 半 月	年 払 払	1.55% - 予定利率 ただし予定利率が1.25% 以下の場合はゼロ	1.45% - 予定利率 ただし予定利率が1.25% 以下の場合はゼロ
	一	時 払	1.40% - 予定利率 ただし予定利率が1.40% より小さい場合はゼロ	1.40% - 予定利率 ただし予定利率が1.40% より小さい場合はゼロ
3年ごと 利差配当付保険	年 半 月	年 払 払	1.25% - 予定利率 ただし予定利率が1.25% より小さい場合はゼロ	1.25% - 予定利率 ただし予定利率が1.25% より小さい場合はゼロ
	一	時 払		

ハ. 2018年度決算にもとづく契約者配当金例示

〈例1〉5年ごと利差配当付終身保険の場合

30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
2014年10月1日	1.25%	5年	27,805円	0円
2009年10月1日	1.65%	10年	24,731円	0円
2004年10月1日	1.65%	15年	25,149円	0円
1999年10月1日	2.15%	20年	22,023円	0円

〈例2〉5年ごと利差配当付養老保険の場合

30歳加入、30年満期、全期払込、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
2014年10月1日	1.25%	5年	33,060円	0円
2009年10月1日	1.65%	10年	31,378円	0円
2004年10月1日	1.65%	15年	31,436円	0円
1999年10月1日	2.15%	20年	29,348円	0円

〈例3〉 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険の場合

50歳加入、60歳年金開始、年金支払期間5年、一時払、保険料100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
2016年10月1日	0.25%	3年	1,000,000円	0円
2013年10月1日	0.80%	6年	1,000,000円	0円
2010年10月1日	1.25%	9年	1,000,000円	0円

(注) 1. 経過年数とは2019年4月1日から2020年3月31日の間の契約応当日での経過を示します。

2. 上記配当金は、責任準備金に各年度の利差益配当率を乗じた金額の合計となります。

② 団体保険

団体定期保険等の団体保険については、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には、当社所定の方法により契約者配当金をお支払いいたします。

2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	2017年度	2018年度
個 人 保 険	△ 2.4	1.8
個 人 年 金 保 険	△ 3.1	△ 8.6
団 体 保 険	3.3	△ 36.8

(注)個人年金保険は、年金支払開始前契約について算出しています。

(2) 新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)

(単位：千円)

区 分	2017年度	2018年度
新 契 約 平 均 保 険 金	2,899	3,908
保 有 契 約 平 均 保 険 金	4,881	4,762

(3) 新契約率(対年度始)

(単位：%)

区 分	2017年度	2018年度
個 人 保 険	2.1	6.4
個 人 年 金 保 険	0.1	0.0
団 体 保 険	0.9	—

(4) 解約失効率(対年度始)

(単位：%)

区 分	2017年度	2018年度
個 人 保 険	3.6	3.8
個 人 年 金 保 険	2.3	2.2
団 体 保 険	1.7	1.4

(注)解約失効率は、増額、減額および復活により、解約失効高を修正して算出しています。

(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位：円)

2017年度	2018年度
4,228	3,404

(6) 死亡率(個人保険主契約)

(単位：‰)

件 数 率		金 額 率	
2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
5.39	5.39	5.07	5.49

(注)死亡率は、死亡÷{(年始保有+年末保有+死亡)/2}で算出しています。

(7) 特約発生率(個人保険)

(単位：‰)

区 分		2017年度	2018年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	0.16	0.00
	金 額	0.59	0.00
障 害 保 障 契 約	件 数	0.48	0.38
	金 額	0.10	0.08
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	5.79	8.82
	金 額	171.95	201.04
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	55.97	71.00
	金 額	980.94	1,003.78
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	25.11	22.03
	金 額	262.85	252.98
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	55.28	65.68
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	—	—

(注) 1. 件数の特約発生率は、分子を支払件数、分母を平均保有特約件数として算出しています。

2. 金額の特約発生率は、分子を支払金額、分母を平均保有保障金額として算出しています。

(8) 事業費率(対収入保険料)

(単位：%)

2017年度	2018年度
27.3	14.2

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2017年度	2018年度
2	2

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2017年度	2018年度
100.0%	100.0%

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付会社による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2017年度	2018年度
AA-	36.2%	31.4%
A+	63.8%	68.6%

(注)格付はスタンダード・アンド・プアーズ社によるものにとづいています。

(12) 未だ收受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2017年度	2018年度
—	38

(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2017年度	2018年度
第三分野発生率	32.2	29.2
医療(疾病)	32.6	31.9
がん	24.5	29.5
介護	—	10.0
その他	31.6	21.1

(注) 1. 各給付事由区分には以下を計上しています。

- ①医療(疾病)：医療保険、疾病入院特約等
- ②がん：がん入院特約、がん診断給付金特約等
- ③介護：介護保障定期保険特約
- ④その他：①～③以外の医療保障給付、生前給付保障給付を行う主契約および特約

2. 発生率は以下の算式により算出しています。

$$\{ \text{保険金・給付金等の支払額} + \text{対応する支払備金繰入額} + \text{保険金支払いに係る事業費等} \} \div \{ (\text{年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料}) / 2 \}$$

3. 注2の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。

4. 注2の算式中、保険金支払いに係る事業費等には、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費等を計上しています。

3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2017年度末	2018年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	748	852
	災 害 保 険 金	0	0
	高 度 障 害 保 険 金	23	13
	満 期 保 険 金	24	16
	そ の 他	—	—
小 計		796	883
年 給 付 金		13	1,299
解 約 返 戻 金		1,582	1,552
保 険 金 据 置 支 払 金		454	491
保 険 金 据 置 支 払 金		19	23
そ の 他 共 計		2,871	4,262

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2017年度末	2018年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	562,567	585,823
	個 人 年 金 保 険	1,248,794	1,191,959
	団 体 保 険	62	55
	そ の 他	—	—
小 計		1,811,424	1,777,838
危 険 準 備 金		2,161	2,212
合 計		1,813,585	1,780,050

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分		2017年度末	2018年度末
保 険 料 積 立 金		1,809,054	1,775,512
未 経 過 保 険 料		2,369	2,325
危 険 準 備 金		2,161	2,212
合 計		1,813,585	1,780,050

(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

① 責任準備金の積立方式、積立率

区 分		2017年度末	2018年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高(契約年度別)

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	32,217	2.00～3.10
2001年度～2005年度	31,078	1.15～1.50
2006年度～2010年度	738,152	1.15～1.50
2011年度～2015年度	885,397	0.50～1.50
2016年度	56,105	0.25～1.00
2017年度	6,213	0.25
2018年度	28,618	0.25～0.50

- (注) 1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(危険準備金を除く)を記載しています。
2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	合 計
2017年度	前年度末現在	101	91	405	598
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	6	9	379	395
	当年度繰入額	△4	△6	347	336
	当年度末現在	90	74	374	539
		(86)	(68)	(—)	(154)
2018年度	前年度末現在	90	74	374	539
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	4	10	397	412
	当年度繰入額	△0	△2	340	337
	当年度末現在	85	62	317	465
		(84)	(61)	(—)	(146)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期末残高	当期増減額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	0	△0
	個別貸倒引当金	0	0	0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金		1	—	△1
価格変動準備金		9,722	10,078	355

(注) 計上の理由及び算定方法については、注記事項(貸借対照表関係)に記載しているため省略しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		35,499	—	—	35,499	
うち 既発行株式	普通株式	(886千株)	(一千株)	(一千株)	(886千株)	
	計	35,499	—	—	35,499	
	(資本準備金)	25,499	—	—	25,499	
資 本 剰 余 金	(その他資本剰余金)	—	—	—	—	
	計	25,499	—	—	25,499	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
個 人 保 険	17,277	39,768
（うち一時払）	（ 5,731 ）	（ 28,451 ）
（うち年払）	（ 2,168 ）	（ 2,151 ）
（うち半年払）	（ 44 ）	（ 41 ）
（うち月払）	（ 9,333 ）	（ 9,125 ）
個 人 年 金 保 険	11,583	11,161
（うち一時払）	（ - ）	（ - ）
（うち年払）	（ 126 ）	（ 131 ）
（うち半年払）	（ 3 ）	（ 2 ）
（うち月払）	（ 11,453 ）	（ 11,026 ）
団 体 保 険	906	818
そ の 他 共 計	29,767	51,748

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	2018年度 合 計	2017年度 合 計
死 亡 保 険 金	5,250	-	311	5,561	5,227
災 害 保 険 金	2	-	-	2	22
高 度 障 害 保 険 金	78	-	28	106	109
満 期 保 険 金	499	-	-	499	909
そ の 他	-	-	0	0	-
合 計	5,830	-	340	6,170	6,268

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	2018年度 合 計	2017年度 合 計
178	38,980	5	39,164	1,427

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	2018年度 合 計	2017年度 合 計
死 亡 給 付 金	4	12,918	-	12,923	12,185
入 院 給 付 金	230	0	0	231	226
手 術 給 付 金	179	0	-	179	174
障 害 給 付 金	13	-	0	13	10
生 存 給 付 金	291	0	-	291	302
そ の 他	26	-	-	26	168
合 計	745	12,919	0	13,664	13,068

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	2018年度 合 計	2017年度 合 計
11,449	25,786	-	37,236	39,716

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却 累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
有形固定資産	508	33	242	265	47.7
建物	167	8	55	112	33.1
リース資産	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	341	25	187	153	54.9
無形固定資産	17,281	3,471	5,066	12,215	29.3
その他の資産	—	—	—	—	—
合 計	17,790	3,505	5,309	12,481	29.8

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
営業活動費	784	897
営業管理費	93	122
一般管理費	7,258	6,329
合 計	8,136	7,349

(注)一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、2017年度149百万円、2018年度146百万円であります。

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国 税	501	556
消費税	470	502
地方法人特別税	27	47
印紙税	3	5
登録免許税	0	0
その他の国税	—	—
地 方 税	201	259
地方消費税	126	135
法人事業税	66	115
固定資産税	2	1
事業所税	6	6
その他の地方税	—	—
合 計	703	816

(18) リース取引

<リース取引(借主側)>

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引はありません。

(19) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

① 運用環境

2018年度のがわが国経済は、緩和的な金融環境のもと、企業収益は堅調さを維持したものの、設備投資の一巡に加え、輸出や生産活動に減速感が見られるなど改善の動きが弱まり、足踏み状態となりました。

国内株式については、日経平均株価は21,400円台での取引開始となりました。好調な企業決算や円安傾向、北朝鮮情勢の緊張緩和などから、5月には23,000円台まで上昇しました。9月には円安の進行や米株高などを受けて上昇傾向が強まり、株価は約27年ぶりに24,000円台を回復しました。しかし、その後は米中貿易摩擦の激化や、世界的な景気減速懸念から企業業績に下方修正懸念が強まり、12月には大台である20,000円を割り込んで大幅に下落しました。年明け以降は、米連邦準備制度理事会(FRB)の金融政策スタンスの変更から米国株が上昇し、ドル円相場もドルが底堅く推移したことから年度末は21,200円台まで戻して取引を終えました。

長期金利については、10年国債利回りは0.045%で取引を開始しました。米中貿易摩擦による世界景気の下振れ懸念などから、6月までは0.05%を中心とした推移が続きましたが、日本銀行が7月の金融政策決定会合で、ある程度の長期金利の変動を容認する姿勢を示したことから長期金利は上昇基調となり、株高や米長期金利の上昇などを受け、10月には0.155%まで上昇しました。しかし、世界経済の不透明感が高まる中、年度後半は低下基調で推移し、12月末には株価の急落を受けてマイナス圏まで低下しました。年明け以降も、FRBの利上げ休止スタンスから米長期金利が低下したことなどを受けて3月に低下基調を強め、年度末は▲0.095%で取引を終了しました。

ドル円相場については、106円台で取引を開始しました。米中貿易摩擦への警戒感が高まる場面もありましたが、原油高や良好な米景気指標を受けて米長期金利が上昇するなか、5月には111円台まで円安が進みました。その後も日米通商問題の懸念や新興国に対する不安の高まりなどを受けて円高に振れる局面があったものの、日米の金融政策の方向性の違いから総じてドルが堅調な動きとなり、10月には114円台の水準をつけました。しかし、12月には世界的な景気減速懸念が株安へと波及し、米長期金利の低下から円高が進み、年末以降110円を割り込んだ推移が続きました。その後はFRBが利上げ休止の方針を示したことで市場の緊張感が和らぎ、ドルは堅調に推移し、年度末は110円台で取引を終えました。

② 運用方針

資金の性格に鑑み、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした運用方針としています。

金融環境の変化に対応し、効率的運用を行うと同時に、資産の健全性確保を図ります。

③ 運用実績の概況

2018年度末の一般勘定資産(総資産)は、前年度末から321億円減少し、1兆8,886億円となりました。主な内訳は公社債の1兆7,823億円で、総資産構成比94.4%であります。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が239億円、収益全体では255億円となりました。一方、資産運用費用は27百万円となり、資産運用収支は254億円となりました。

含み損益(時価と帳簿価額との差損益)は、2,030億円(内訳は国内公社債の2,027億円、株式の1億円、その他の証券の1億円)となりました。

④ ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金・コ ー ル ロ ー ン	85,789	4.5	80,430	4.3
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	1,809,172	94.2	1,784,807	94.5
公 社 債	1,808,684	94.2	1,782,340	94.4
株 式	207	0.0	163	0.0
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	280	0.0	2,303	0.1
貸 付 金	3,551	0.2	3,639	0.2
保 険 約 款 貸 付	3,551	0.2	3,639	0.2
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	120	0.0	112	0.0
繰 延 税 金 資 産	—	—	—	—
そ の 他	22,169	1.2	19,624	1.0
貸 倒 引 当 金	△ 0	△ 0.0	△ 0	△ 0.0
合 計	1,920,803	100.0	1,888,614	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	—	—	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
現 預 金・コ ー ル ロ ー ン	△ 908	△ 5,358
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	△ 16,696	△ 24,365
公 社 債	△ 16,643	△ 26,344
株 式	△ 52	△ 43
外 国 証 券	—	—
公 社 債	—	—
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	△ 0	2,022
貸 付 金	164	88
保 険 約 款 貸 付	164	88
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	25	△ 8
繰 延 税 金 資 産	—	—
そ の 他	12,640	△ 2,544
貸 倒 引 当 金	△ 0	0
合 計	△ 4,775	△ 32,189
う ち 外 貨 建 資 産	—	—

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	1.42	1.42
うち公社債	1.42	1.42
うち株式	66.83	42.63
うち外国証券	—	—
貸付金	3.61	3.57
うち一般貸付	—	—
不動産	—	—
一般勘定計	1.36	1.34

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	69,216	83,681
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	1,820,231	1,782,805
うち公社債	1,820,000	1,782,446
うち株式	75	60
うち外国証券	—	—
貸付金	3,461	3,578
うち一般貸付	—	—
不動産	97	120
一般勘定計	1,911,592	1,895,610
うち海外投融資	—	—

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
利息及び配当金等収入	24,532	23,964
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	1,500	1,551
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
貸倒引当金戻入額	—	0
その他運用収益	—	—
合 計	26,032	25,515

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
支 払 利 息	16	27
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
貸倒引当金繰入額	0	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	7	—
合 計	24	27

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
預 貯 金 利 息	—	—
有価証券利息・配当金	24,407	23,836
公 社 債 利 息	24,396	23,825
株 式 配 当 金	3	2
外 国 証 券 利 息 配 当 金	—	—
貸 付 金 利 息	125	127
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	24,532	23,964

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国 債 等 債 券	1,453	1,528
株 式 等	46	22
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	1,500	1,551

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	—

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	—

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	866,293	47.9	833,442	46.7
地 方 債	413,578	22.9	405,889	22.7
社 債	528,812	29.2	543,008	30.4
うち公社・公団債	171,954	9.5	166,699	9.3
株 式	207	0.0	163	0.0
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	280	0.0	2,303	0.1
合 計	1,809,172	100.0	1,784,807	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
有 価 証 券	76,629	461,263	232,536	79,573	128,967	830,202	1,809,172
国 債	29,838	146,918	59,274	29,950	22,716	577,594	866,293
地 方 債	23,784	141,219	63,729	20,220	29,221	135,404	413,578
社 債	23,006	173,126	109,533	29,402	77,028	116,714	528,812
株 式						207	207
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	280	280
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

区 分	2018年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
有 価 証 券	195,638	431,423	141,585	88,734	131,747	795,678	1,784,807
国 債	57,736	133,181	29,575	23,398	30,679	558,871	833,442
地 方 債	68,261	111,880	48,851	17,553	37,263	122,079	405,889
社 債	69,640	186,362	63,158	47,782	63,804	112,260	543,008
株 式						163	163
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	2,303	2,303
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2017年度末	2018年度末
公 社 債	1.36	1.33
外 国 公 社 債	—	—

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水 産 ・ 農 林 業	—	—	—	—	
鉱 業	—	—	—	—	
建 設 業	—	—	—	—	
製 造 業	食 料 品	47	23.1	53	32.8
	織 維 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学	—	—	—	—
	医 薬 品	—	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属	—	—	—	—
	金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械	37	17.9	—	—
	電 気 機 器	36	17.4	39	23.8
	輸 送 用 機 器	—	—	—	—
精 密 機 器	—	—	—	—	
そ の 他 製 品	—	—	—	—	
電 気 ・ ガ ス 業	—	—	—	—	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	86	41.6	71	43.4
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—	—
情 報 ・ 通 信 業	—	—	—	—	
商 業	卸 売 業	—	—	—	—
	小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	—	—	—	—
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	—	—	—	—
	保 険 業	—	—	—	—
そ の 他 金 融 業	—	—	—	—	
不 動 産 業	—	—	—	—	
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	
合 計	207	100.0	163	100.0	

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
保 險 約 款 貸 付	3,551	3,639
契 約 者 貸 付	3,023	3,119
保 險 料 振 替 貸 付	527	520
一 般 貸 付	—	—
(うち非居住者貸付)	(—)	(—)
企 業 貸 付	—	—
(うち国内企業向け)	(—)	(—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	—	—
住 宅 口 ー ン	—	—
消 費 者 口 ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	3,551	3,639

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額	償却累計率 (%)
2017年度	土地	—	—	—	—	—	—	—
	建物	95	35	2	7	120	46	27.9
	リース資産	—	—	—	—	—	—	—
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	83	29	1	22	89	202	69.3
	合 計	179	64	3	30	210	248	54.2
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—
2018年度	土地	—	—	—	—	—	—	—
	建物	120	—	—	8	112	55	33.1
	リース資産	—	—	—	—	—	—	—
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	89	100	10	25	153	187	54.9
	合 計	210	100	10	33	265	242	47.7
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額の割合です。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
不動産残高	120	112
営業用	120	112
賃貸用	—	—
賃貸用ビル保有数	— 棟	— 棟

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
有形固定資産	—	—
土地	—	—
建物	—	—
リース資産	—	—
その他	—	—
無形固定資産	—	—
その他	—	—
合 計	—	—
うち賃貸等不動産	—	—

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
有形固定資産	3	10
土地	—	—
建物	2	—
リース資産	—	—
その他	1	10
無形固定資産	1	58
その他	0	0
合 計	4	69
うち賃貸等不動産	—	—

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

該当ありません。

(28) 海外投融資利回り

該当ありません。

(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

該当ありません。

5 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の勘定はすべて一般勘定で、前記V-9のとおりです。

VII 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

VIII 保険会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

生命保険協会統一開示基準項目一覧

このディスクロージャー資料は、一般社団法人生命保険協会の定める「ディスクロージャー開示基準」にもとづいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに記載しています。

I 保険会社の概況及び組織

1 沿革	17
2 経営の組織	18
3 店舗網一覧	18
4 資本金の推移	17
5 株式の総数	17
6 株式の状況	17
7 主要株主の状況	18
8 取締役及び監査役	19
9 会計参与の氏名又は名称	該当ありません 該当ありません
10 会計監査人の氏名又は名称	20
11 従業員の在籍・採用状況	20
12 平均給与（内勤職員）	20
13 平均給与（営業職員）	該当ありません

II 保険会社の主要な業務の内容

1 主要な業務の内容	17
2 経営方針	2

III 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況	31
2 契約者懇談会開催の概況	33
3 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	34
4 契約者に対する情報提供の実態	35
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	37
6 営業職員・代理店教育・研修の概略	38
7 新規開発商品の状況	39
8 保険商品一覧	40
9 情報システムに関する状況	42
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	11

IV 直近5事業年度における主要な業務の

状況を示す指標	43
---------	----

V 財産の状況

1 貸借対照表	44
2 損益計算書	45
3 キャッシュ・フロー計算書	46
4 株主資本等変動計算書	47
5 債務者区分による債権の状況	52
6 リスク管理債権の状況	52
7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	該当ありません
8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	53
9 有価証券等の時価情報（会社計）	54
10 経常利益等の明細（基礎利益）	57
11 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	58
12 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当ありません
13 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	58
14 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当ありません

VI 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等	59
2 保険契約に関する指標等	64
3 経理に関する指標等	67
4 資産運用に関する指標等	72
5 有価証券等の時価情報（一般勘定）	81

VII 保険会社の運営

1 リスク管理の体制	21
2 法令遵守の体制	24
3 法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性	25
4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	35
5 個人データ保護について	26
6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	30

VIII 特別勘定に関する指標等

該当ありません

IX 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません



フコクしんらい
smart life partner

フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1

TEL 03-6731-2100 (代表)

URL <https://www.fukokushinrai.co.jp>